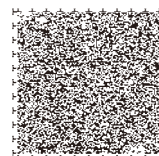


和歌山県人権施策基本方針

【第四次改定版】



和歌山県





全ての方が希望をもって 生き生きと暮らせる「ウェルビーイング」 な社会の実現をめざして

和歌山県では、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成16年（2004年）に「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、これまで3度にわたって改定を行い、様々な人権課題の解決に全力を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、いじめや女性への暴力、子どもへの虐待、職場におけるハラスメントなどの問題が発生するとともに、SNSの普及によりインターネット上での人権侵害も深刻化しています。

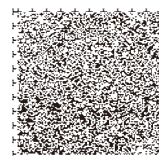
このような状況の中、本基本方針では、県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるよう、国、市町村と連携し、企業、団体との協働により人権施策を総合的に推進することとしています。

これらの施策の推進に当たっては、行政だけではなく、県民一人一人が日常生活の中で人権尊重の精神を基本として自主的かつ積極的に活動することが何よりも大切です。県では、全ての方が希望をもって生き生きと暮らせる「ウェルビーイング」な社会の実現に向け、引き続き取組を進めてまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本基本方針の改定に当たり、熱心な御審議を賜りました和歌山県人権施策推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました県民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

和歌山県知事 岸 本 周 平



《目 次》

はじめに

1 基本方針の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の動向	2
(1) 国際的動向	2
(2) 国内の動向	3
(3) 本県での取組	4

第1章 基本的考え方

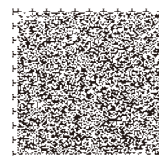
1 人権施策の基本理念	7
2 基本方針の位置づけ	7

第2章 人権施策の推進

1 人権尊重の視点に立った行政の推進	8
2 人権教育・啓発の推進	8
(1) 人権教育・啓発の基本的方向	8
(2) 人権教育の基本的な取組	9
(3) 人権啓発の基本的な取組	11
(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化	12
(5) 人材の育成と調査・研究の推進	12
3 相談・支援・救済の推進	13
(1) 相談・支援体制の充実・強化	13
(2) 救済体制の整備	14

第3章 分野別施策の推進

1 環境と人権	16
2 情報と人権	18
3 災害と人権	20
4 女性の人権	22
5 こどもの人権	27
6 高齢者の人権	35
7 障害のある人の人権	38
8 同和問題（部落差別）	45
9 外国人の人権	50



はじめに

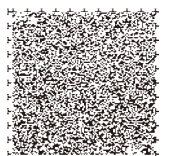
1 基本方針の趣旨

人権とは、全ての人が生まれながらにもっている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない永久の権利です。全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、自身の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うことが必要です。本県では、このような社会の実現を図るため、平成14年（2002年）4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。条例に基づき、平成16年（2004年）8月に「和歌山県人権施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、以降概ね5年ごとに改定を行い、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

しかし、依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する人権侵害や同和問題（部落差別）など、様々な人権問題が発生しています。

特に、^(※)いじめや女性への暴力、子どもへの虐待、^(※)職場におけるハラスメントといった問題が顕著になっています。また、スマートフォンや^(※)SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及により、インターネット上での人権侵害が深刻化しています。令和5年（2023年）6月に実施した人権に関する県民意識調査結果においても、「働く人の人権」や「情報化社会における人権侵害」への関心が高くなっています。同時期に実施した人権に関する事業所アンケート調査結果においても、職場におけるハラスメントの予防・解決のための取組を実施している事業所が増加しています。また、災害時には、避難所運営等で女性や高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮が課題となっています。

そのため、これまでの取組の成果や課題、法令・計画などの動きを踏まえ、基本方針の改定を行いました。この基本方針に基づき人権行政を県政の重要な柱と位置づけて、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして取り組んでいきます。



2 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的動向

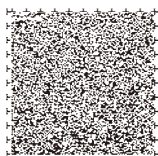
20世紀において、人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、世界各地で多くの犠牲者を出す結果となりました。このことへの反省を込め、昭和23年(1948年)、人権の確立を通じて平和な社会を築くため、国際連合(以下「国連」という。)総会において「^(※)世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、この世界人権宣言をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的、包括的な条約としての「^(※)国際人権規約」のほか「^(※)あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という。)、^(※)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)、^(※)「児童の権利に関する条約」などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを通して、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。こうした取組にもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も期待された世界平和は訪れず、むしろ、人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地での貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題が発生するなど、世界人権宣言の精神が薄らぐ懸念が生じてきました。

このような厳しい国際社会の状況を受けて、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、全ての政府に対して、人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、これにより、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が進められてきました。

ところが、その取組によっても状況は好転せず、世界各地では地域紛争やテロにより、多くの犠牲者が出ました。「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た国際社会ですが、「人権の尊重が平和の基礎である」ということを、世界の共通の認識として再確認する機運が高まりました。

このような中、国連では、平成17年(2005年)からは、「人権教育のための国連10年行動計画」を引き継ぎ、人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」の実施に取り組んでいます。また、平成18年(2006年)には^(※)「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を、平成23年(2011



年) 12月には、世界中の全ての人々が人権教育・人権研修を享受する権利をもつこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しました。

さらに、平成27年(2015年)9月には国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」^(*)(SDGs)を採択しました。

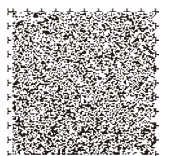
このように、国連は「世界人権宣言」を踏まえ、人権の確立を通じて平和な社会を築くため、各国とともに取り組んできました。しかしながら、未だに人種、民族、宗教等の違いから生じる差別が解消されていません。さらに、最大の人権侵害と言われている戦争や地域紛争によって尊い命が奪われており、人権が尊重される世界の実現には遠い状況です。

(2) 国内の動向

わが国においては、昭和22年(1947年)に基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、昭和31年(1956年)には国連に加入して国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際人権年」など各種国際年について積極的な取組を行いながら、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及が図られてきました。平成26年(2014年)1月には、障害者の人権の享有を確保し、及び障害者の尊厳の尊重を推進することを目的とする「障害者権利条約」を批准しました。

また、わが国では、部落差別という深刻で重大な人権侵害が存在し、この問題の解決こそが人々を真に人権に目覚めさせ、これを確立する基になるとの考えから、長い年月にわたる努力が積み重ねられてきました。特に、昭和40年(1965年)の「同和対策審議会答申」に始まる特別対策は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たし、この同和问题解決に向けての取組があらゆる差別の撤廃、人権問題の解決へと向かわせたと言えます。

そして、平成8年(1996年)5月、「地域改善対策協議会意見具申」では、同和问题に関する教育・啓発を、全ての人々の人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきものとし、また、同和问题をわが国の人権問題における重要な柱と捉え、「人権教育のための国連10年」の施策の中でも差別意識の解消に努めるべきとの方向が示されました。この流れの中で「人権擁護施策推進法」



の制定や「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」の策定がなされ、その推進へとつながりました。

その後、「人権擁護施策推進法」により設置された「人権擁護推進審議会」では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の審議がなされ、国ではその答申に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進と、人権侵害による被害を救済するための組織体制の整備に取り組むこととしています。

人権教育・啓発に関する施策の推進については、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めることを目的として、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成23年（2011年）には「北朝鮮当局による拉致問題等」が同計画に追加されました。

また、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成28年（2016年）4月に「^(*)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

さらに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

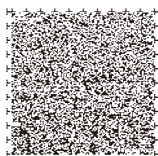
このほかにも、個別の人権関係法の施行や計画（資料編：人権関係年表参照）などにより、様々な取組が積極的に進められています。

(3) 本県での取組

本県においても、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、市町村とともに総合的・計画的に推進してきました。

昭和23年（1948年）には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

昭和27年（1952年）には、県議会議員による差別事件を契機として、差別の実態や原因を正しく把握し、その解決のために積極的に取り組む人を育成しようとする



る方向を取り始めました。

また同年、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取組を実施してきました。

昭和31年（1956年）には、同研究委員会を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

なお、同和問題解決に向けての教育・啓発の取組については、国の動向を受けて「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」として再構築し、従来よりその範囲を広げながら、その内容に即した形で新しい取組を行ってきました。

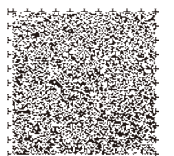
また、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとに計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係団体と連携しながら、それぞれの課題解決のため各種施策に取り組んできました。

そして、平成14年（2002年）には、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、人権行政の政策提言機能の充実を図るため「^(※)和歌山県人権施策推進審議会」を設置するとともに、平成16年（2004年）には、「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、以降概ね5年ごとに改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取組の支援等、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

令和2年（2020年）3月には、県民、事業者、関係機関等が一体となって部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することをめざして、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下、「和歌山県部落差別解消推進条例」という。）を制定しました。

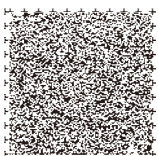
また、令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、感染者等への^{ひぼう ちゅうしょう}誹謗・中傷や風評被害などが発生しました。このような状況を踏まえ、誹謗・中傷等が行われない社会をめざし、同年12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定し、誹謗・中傷等の実態の把握と、誹謗・中傷等をなくすための施策に取り組みました。

さらに、「日本国憲法」に定める幸福追求に対する権利を尊重する取組として、令和5年（2023年）には、「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する



条例」(以下、「和歌山県障害者差別解消条例」という。)の制定及び「和歌山県部落差別解消推進条例」の一部改正を行うとともに、令和6年(2024年)には、「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

また、人権文化の創造のため、人権に関する情報の収集・提供及び人権啓発活動等の拠点として「^(※)公益財団法人和歌山県人権啓発センター」(以下「人権啓発センター」という。)を設置し、県民からの相談に対応するとともに、人権意識の高揚に努めてきました。



第1章 基本的考え方

1 人権施策の基本理念

本県の人権施策の基本理念は、条例がめざす、和歌山県に住み、働き、集い、学び、活動する全ての人の人権が尊重される次のような社会を創造することです。そのため、人権に関する教育・啓発、差別解消のための諸事業をはじめ、様々な分野における人権施策を国及び市町村と連携し、県民、企業、団体との協働により総合的に推進します。

- 全ての人々が、互いに、人間としての尊厳を何よりも大切に認め合う社会
- 一人一人が、それぞれの違いを認め合い、偏見をもたず、差別することなく、思いやりをもって、共に生きる平和な社会
- 人がその努力によって、自由に自己実現を図れる、公平な機会が保障された、希望のもてる明るい社会
- 全ての人々が、自然と人間との共生を大切にする、豊かな心をいだく社会

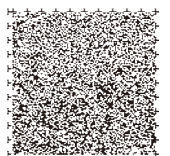
2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、条例に掲げる人権尊重の社会の実現をめざした施策を、総合的・計画的に推進するため、各種施策の基本的方向を示しています。

本県が策定している既存の各種計画に基づき施策を行う場合、又は今後新たに各種計画を策定したり、既存の施策の見直しを行う際には、この基本方針の趣旨を尊重し、整合性を図るものとします。

市町村に対しては、この基本方針の趣旨に沿いつつ、地域の特性に応じた幅広い各種施策を行うよう働きかけます。

また、県民や企業、民間団体等に対しても、その生活や活動の中で、一人一人が人権尊重の精神を基本として、自主的かつ積極的に取り組むよう働きかけます。



第2章 人権施策の推進

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」では、第13条において全ての国民は、個人の生命、自由及び幸福追求に対する権利が最大に尊重されています。

この精神に基づき、県が行う全ての業務は、常に人権の尊重を念頭に置きつつ行われるべきです。

このため、人権尊重の視点に立った取組を全庁的に推進する専門部局である人権局を中心に、各所属に配置した人権施策推進担当者と連携して、県行政におけるあらゆる分野で、総合的な取組を推進します。

具体的には、人権の保障を基本においた施策や制度などの創設・運用に努めるとともに、既存の施策や制度などの点検・見直しを行います。そのため、県民が意見を表明する機会を確保するなど、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県民ニーズの県政への反映に積極的に取り組みます。

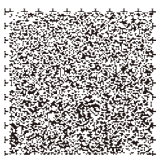
また、各種申請等に対する公平な取扱いや迅速な処理、適正な情報公開の実施や個人情報の保護など、人権を重んじた取組を推進します。

以上のような取組を推進するためには、職員一人一人が人権行政の担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが必要です。そのため、人権に関する職員研修の充実に努めます。そして、職員の採用等にあっても、人権尊重の視点から適切に対処します。

2 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育・啓発の基本的方向

人権尊重社会を実現するためには、県民一人一人が人権問題を自身のこととして捉え、人権の意義や人権尊重、そして共に生きることの重要性について、理性及び感性の両面からの理解を深めるとともに、現に生起している問題に対応できるような力を身に付けることが大切です。そのため、人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。



人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとの両方を組み合わせることが効果的です。また、対象者の年齢層・発達段階に応じながら、日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、様々な創意工夫を凝らしていくことが必要です。

このような認識のもと、人権教育・啓発の実施にあたっては、県民の理解と共感を得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体等と連携し、家庭・学校・地域社会・職域などあらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

(2) 人権教育の基本的な取組

本県においては、同和教育に取り組むことで、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自身や他者の人権を尊重しようとする意識や態度を育むなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、今なお、様々な人権問題が存在しており、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度や行動がまだまだ十分に定着していない面が見られます。

これらのことから、全ての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身に付けることをめざした教育を、対象者の年齢層・発達段階に応じ推進します。

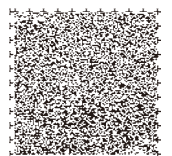
ア 家庭における人権教育

家庭における教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、いのちを大切にすること、善悪の判断など人間形成の基礎を育むという点で、全ての教育の出発点となる重要なものです。

保護者がもっている人権感覚は、その態度や行動を通じてこどもに伝わるものであり、保護者自身が偏見をもたず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもってこどもに示していくことが必要です。

このような認識のもと、関係行政機関や民間団体等と連携しながら、以下の取組を推進します。

- 保護者とこどもが共に人権感覚を身に付けられるような保護者の学習機会の充実や情報の提供に努めます。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の充実など、家庭教育へ



の支援を図ります。

イ 学校教育における人権教育

学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身に付けることを通じて人権尊重の精神を養っていく必要があります。

幼稚園・保育所・認定こども園等においては、身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつことを通じて幼児に人権尊重の心の芽生えを培うことが必要です。

小・中・高等学校及び^(※)特別支援学校においては、一人一人の違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心などの「生きる力」を育む中で、人権について理解を深め、いのちを大切にすることや、自身の大切さとともに他者の大切さを認めることが態度や行動に現れるような実践力を育成することが必要です。

また、大学等については、人権尊重の理念についての理解を更に深め、社会の中に活かしていく力を開発することをめざした人権教育を一層促進することが必要です。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

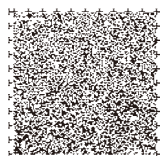
- 学校における人権教育の指導計画の充実や指導方法等の工夫改善の取組を支援します。
- 社会教育との連携を図りながら、社会奉仕体験活動や自然体験活動など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 各学校が、人権尊重の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、養成・採用・研修を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力をもった人材の確保に努めます。

ウ 社会教育における人権教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、この人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 公民館などの社会教育施設を中心として、学校や^(※)NPO等の民間団体との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の提供や、社会奉仕体験や自然



体験など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。

- 人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。
- 地域社会における人権教育の推進体制の充実を図るため、指導者の養成及び資質の向上に努めます。

(3) 人権啓発の基本的な取組

人権啓発は、県民一人一人が人権を尊重することの重要性や、人権を侵害された場合に救済を受けるための制度がどのようになっているかなどについて正しく認識し、日常生活の中でこれらの認識が態度や行動に確実に根付くようにすることを目的としており、その内容や実施方法については、県民の理解と共感を得られるものであることが必要です。

このことから、内容的には、人権に関わる国内法令や国際条約などの基本的な知識の習得を図る啓発や、自他の生命の尊さや互いの違いを認め合い、尊重し合うことが大切であることを訴えかける啓発が求められています。また、実施方法については、対象者の理解度に応じたものとする必要があり、具体的な事例を活用した啓発、参加型・体験型の啓発などが求められています。

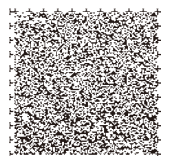
本県においては、人権文化創造のための情報発信基地である人権啓発センターと連携し、人権尊重の精神が地域に広く定着するよう次のとおり、より一層効果的な啓発活動を推進します。

ア 県民への啓発

- 県民全体の人権意識の高揚を図るため、人権啓発センターと連携するなどして、人権に関する情報の収集や発信、啓発資料の作成、マスメディアを活用した啓発、参加型・体験型による各種研修及び専門職員による人権相談業務などを通して県民への啓発を総合的に実施していきます。
- 各人権課題について、民間団体等と連携しながら積極的に啓発に取り組みます。
- 国の地方機関や市町村等と連携して人権啓発活動を推進することとし、^(※)「**和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会**」による啓発活動の充実を図ります。

イ 企業等への啓発

企業等が社会的責任を果たす上で、人権が尊重される職場づくりや、環境及び



個人情報の保護など人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要な課題です。しかし、職場においては、ハラスメントや長時間労働、不当解雇や自主的な退職に追い込まれること等が問題となっています。また、企業活動による環境への悪影響や個人情報の漏洩などが問題となっています。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 企業等に対して、ハラスメント防止等に向けた取組をはじめとする人権が尊重される職場づくりや個人情報保護など、人権尊重の視点に立った企業活動の推進のため、計画的・継続的な研修実施を働きかけます。また、そのために必要な指導者養成研修等の開催、啓発資料や情報の提供、研修講師の派遣などを行うことにより、企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援します。
- 国・県・市町村等と連携・協力した人権啓発活動の取組を企業等に働きかけます。
- 企業等にハラスメント等の相談窓口の設置などを働きかけるとともに、国・県等の相談機関の周知を図ります。
- 採用にあたっては公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう、国と連携しながら啓発を推進します。

(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化

人権教育や啓発を通じて県民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

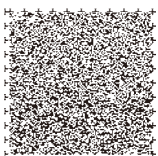
このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 職場研修などの各種研修によって、行政職員・教職員・社会教育関係職員・警察職員・消防職員や医療・福祉関係職員などに対する人権教育・啓発のより一層の充実・強化を図ります。
- 研修指導者の養成や研修に必要な情報の提供に努めます。

(5) 人材の育成と調査・研究の推進

県民が、様々な場において人権に関する学習・実践をしようとするとき、それを支援するための人材の育成と調査・研究の推進が重要です。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。



- 講師の派遣要請に応じるため講師団の充実に努めます。
- 人権教育・啓発が地域・職場等に浸透するよう、NPO等の民間団体と連携を図りながら指導者の育成に努めます。
- 現状の人権意識の調査・分析などを通して教育・啓発に関する手法や体系についての研究を進め、それぞれの地域や理解度に応じた啓発や、マスメディアの活用など効果的な人権教育・啓発に努めます。

3 相談・支援・救済の推進

(1) 相談・支援体制の充実・強化

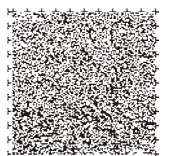
本県では、人権に関する様々な相談に対応するため、人権局、振興局及び人権啓発センターに相談窓口を設置しています。

また、個々の課題に関する相談については、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）に関する相談をはじめ、外国人の生活相談、感染症や^(※)難病に関する相談、警察安全相談など各種相談窓口を設置して対応しています。

さらに、市町村や社会福祉関係などの各種団体も関係の相談窓口を設け、それぞれ相談を受け付けています。

しかし、人権意識の高まりなどによる相談件数の増加や内容の多様化・複雑化などにより、相談・支援体制の充実強化や相談窓口に関する情報の提供が求められていることから、以下のような取組を推進します。

- 県民が戸惑うことなく速やかに人権に関する相談ができるよう、相談・支援に関する制度や、各種相談・支援機関の情報について積極的に周知を図ります。
- 人権を侵害された又は侵害されている被害者が、安心して相談ができるように、相談者のプライバシーに配慮するとともに、相談の場所や時間、方法などを十分考慮した、相談体制の充実を図ります。
- 県の各相談・支援機関が、人権に関する様々な相談に対して、迅速かつ適切に対応できるよう、各相談員や関係職員に対し研修を行い、資質の向上に努めるとともに、「^(※)和歌山県人権相談ネットワーク協議会」を通して各相談・支援機関の連携強化を図ります。
- 多様化・複雑化する人権問題について個別の相談・支援機関だけでは相談・



支援を完結することは困難なため、国・市町村、弁護士会、NPO等民間支援団体等との相互の連携・協力を図ります。

(2) 救済体制の整備

現在、人権侵害に対する被害者の救済については、地方法務局及び人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件の調査処理、最終的な紛争解決手段である裁判制度のほか、労働問題、公害、^(※)配偶者等からの暴力、児童、高齢者及び^(※)障害のある人に対する虐待等の分野においては裁判制度を補完する制度や被害者保護のための特別の仕組みがあります。

本県では、緊急に避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人の一時保護や自立支援等の取組を行っているほか、様々な人権侵害について各分野の相談機関が専門的に対応し、救済を図っています。

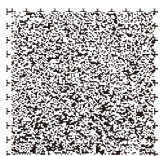
なお、様々な分野の人権問題に関わる誹謗、中傷、忌避^{きひ}、排除などの人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村と連携しつつ、事件に対応するための体制を整備し、行為者への啓発や話し合いへの仲介、あるいは被害者への助言や情報提供などを行うことにより、救済の一助とすることとしています。

具体的には、原則としてその発生した区域の市町村が処理委員会を設置するなどして、関係機関と連携を図りつつ、主体的にその解決に当たります。

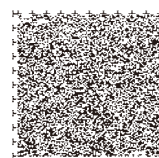
また、特に問題性の大きなものや一市町村で対応が困難なものなど、広域的に取り組む必要がある人権侵害事件については、県庁内に編成する処理対策会議が、第三者で構成する「^(※)和歌山県人権侵害事件対策委員会」から必要に応じて助言を受けながら解決に努めます。

そして、人権局は、これら人権侵害事件の対応にあっては中心となって、県の人権問題関係課室や関係機関との調整機能を果たすとともに、個別分野における救済機関等に対応された事件を含めて総合的に把握し、人権教育・啓発への活用を図ることとしています。

しかしながら、以上のような既存の救済体制だけでは、現在の多様化・複雑化する人権問題について、簡易、迅速、柔軟な対応や被害者の心を満たす真の意味での救済が十分できているとは言えないところがあり、行政による新たな救済体制を整備することが必要と考えられます。



このような認識のもと、人権擁護推進審議会が出した「人権救済制度の在り方について（答申）」に基づく救済に必要な実効性のある法制度を早期に整備するよう国に対して要望するとともに、相談支援の強化等の人権侵害に対する救済手法の充実など、被害者の視点からより有効な救済を図るよう一層取り組んでいきます。



第3章 分野別施策の推進

本章においては、「環境と人権」「情報と人権」「災害と人権」「女性の人権」「子どもの人権」「高齢者の人権」「障害のある人の人権」「同和問題（部落差別）」など、昨今の人権に関わる重要課題を分野別施策として取り上げ、その課題解決のための施策の基本的方向を示しています。これらの人権課題は、現実社会の中で互いに重なり合って存在しており、このことを十分認識したうえで施策を実施していくものとなります。

1 環境と人権

(1) 現状と課題

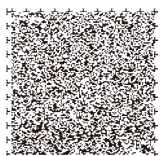
近代における産業社会の発展は、暮らしに便利さを追い求める人々の欲求を背景に、利益優先の生産活動とも相まって、大気汚染や水質汚濁など様々な公害や乱開発による自然破壊を引き起こしました。こうした生活環境や自然環境の破壊を未然に防ぐことは、現在及び将来の人々の生命と健康を守るために大変重要です。

今日、環境問題は、特定の産業や企業の生産活動を原因として発生するものだけでなく、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの生活様式や社会経済システムそのものが原因となって発生する問題へと拡大しています。

そして、これらを原因とする温室効果ガスの増加による地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊、ダイオキシン類などの化学物質問題、海洋プラスチック問題などは、地球的規模で未来に影響を及ぼす重大な問題として認識されています。

国際的には、平成27年（2015年）に国連でSDGsが採択され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓う中で、特に、地球温暖化に対応するため、同年「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」において、先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」に代わる「パリ協定」が採択され、令和2年（2020年）から世界中の多くの国や地域が参加して、温室効果ガス削減目標の達成に向けて取り組むこととなりました。

国内にあっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」などの施



行により地球温暖化対策を実施しています。

また、本県における環境問題として、産業廃棄物の不適正な処理によって、土壌がダイオキシン類に汚染されるという問題が生じました。この問題に対して、有識者や地元住民からなる対策協議会を立ち上げ、汚染された土壌の無害化処理を現地で行いました。なお、現在は、太陽光発電施設用地として活用しています。

(2) 基本的方向

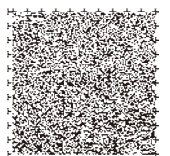
地球規模の環境の変化は、人間の生命や生活に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境への負荷はますます増大しています。良好な環境で暮らすことは人間の基本的権利であることから、次世代に恵み豊かな自然・生活環境を残し、持続可能な社会の構築に取り組む必要があります。

本県では、平成9年（1997年）10月に「和歌山県環境基本条例」を、平成19年（2007年）9月に「和歌山県地球温暖化対策条例」を施行するとともに、環境政策の基本方針となる「和歌山県環境基本計画」に基づき、安心安全で快適な生活環境の保全を前提に、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築を併せて進めることで、持続可能な社会をめざし取り組んでいきます。

(3) 基本的な取組

本県では、県民や企業等に対して、^(※)アイドリング・ストップ等のエコドライブの推進や省エネ家電の普及等の省エネルギーの推進に向けた普及啓発を行うとともに、日照時間が長い本県の特徴を活かした太陽光発電等の導入を促進します。さらに、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担う森林について、間伐等の森林整備を推進するとともに、「^(※)企業の森」など、県民や企業等の多様な主体による森林保全活動を支援します。

かけがえのない地球の環境を守り互いの生命と生活を守るためには、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染等から健康や生活環境を守るための取組はもとより、新しい社会経済システムの再構築や一人一人の価値観・生活スタイルの転換が必要となっていることから、人権尊重の視点に立った環境保全意識の向上と環境教育などにも積極的に取り組んでいきます。



2 情報と人権

プライバシーの保護

(1) 現状と課題

プライバシーの権利は、私生活上の情報を他者にみだりに取得・公表されない権利として理解されてきました。さらに、氏名、生年月日など特定の個人を識別できる情報（個人情報）を保有する者に対し、自己の情報の開示や訂正等を求める権利（自己情報コントロール権）を含むものと理解されています。プライバシーの権利は、基本的人権として国民一人一人に保障されています。

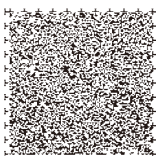
近年、高度情報通信社会の急速な進展の中で、企業や行政機関などが保有する個人情報、大量に流出する事件が相次いで発生しています。さらには、住民票の写しや企業が保有する顧客情報等の様々な個人情報が不正に取得され、売買されるという事件も発生しています。

国においては、平成15年（2003年）5月に「個人情報の保護に関する法律」等を施行し、行政機関や企業に対して個人情報の適正な取扱いを義務づけています。また、平成19年（2007年）には「住民基本台帳法」等が改正され、住民票の写し等の交付については個人情報保護に留意した制度に再構築されました。

(2) 基本的方向

本県では、令和3年（2021年）の「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、個人情報保護に関する全国共通ルールが同法で定められたことに伴い、「和歌山県個人情報保護条例」を廃止し、同法の施行に関し必要な事項を定めた「和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例」を令和5年（2023年）4月から施行しています。また、県民が安心・信頼して行政サービスを利用できるようにするとともに、継続的かつ安定的な行政事務の実施を確保するため、「和歌山県情報セキュリティ基本方針」などを定めています。これらの適正な運用や遵守により、個人の権利利益の保護を今後一層図っていきます。

他方、平成13年（2001年）10月から「和歌山県情報公開条例」を施行し、県民の「知る権利」の尊重に努めていますが、情報公開により個人の正当な権利利益を侵害することのないよう個人情報の適切な保護に努めます。



(3) 基本的な取組

本県では、個人情報保護制度及び情報公開制度に関する内部研修や点検、情報セキュリティの点検を実施し、個人情報の漏えい防止や情報セキュリティの確保に努めます。

さらに、事業者に対しては、個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、啓発その他必要な施策の推進に努めます。

また、住民票の写し等が不正な手段によって取得されるという事件が発生していることから、「^(※)登録型本人通知制度」など不正取得を未然に防止する取組を市町村と連携し進めます。

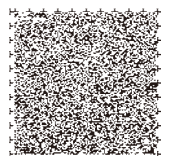
インターネット上の人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、その反面、匿名性を悪用し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やホームページ、^(※)ブログ、電子掲示板に個人や集団等を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現が掲載されるなどの人権侵害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、平成14年（2002年）5月には、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合、^(※)プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）が施行されました。また、プロバイダ業界では、同年に削除要請を受けた場合の対応や判断基準等をまとめた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を、平成19年（2007年）2月には、発信者情報開示請求を受けた場合の対応や判断基準等をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組も行われています。

しかしながら、インターネット上での人権侵害が深刻化してきていることから、令和4年（2022年）には「刑法」が改正され、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。さらに同年「プロバイダ責任制限法」が改正され、発信者情報の開示について新たな裁判手続きが創設され、簡易・迅速化などが図られています。



令和6年（2024年）5月に成立した「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（「プロバイダ責任制限法」を一部改正し、改題。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）では、大規模プラットフォーム事業者に対して、誹謗・中傷等投稿の削除申出への対応の迅速化等を求めています。

(2) 基本的方向

インターネット上の人権侵害に対しては被害の拡大防止に迅速に対応するとともに、県民に対しても、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

(3) 基本的な取組

本県では、関係機関と連携し、インターネット上での差別書き込みなどを早期に発見し、対象者に対して指導等を実施するとともに、プロバイダ等への削除依頼に関する対応規程を整備し、地方法務局や市町村等と連携し迅速に対応するなど、被害の拡大防止を図っています。

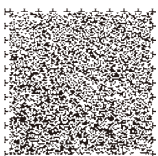
しかし、不特定多数の者への誹謗・中傷等については、被害者が特定されない場合があり「情報流通プラットフォーム対処法」の対象にならないなど、有効な手段がとれない状況にあることを踏まえ、国に対して、実効性のある法的措置を含め適切な対策が講じられるよう求めています。

また、インターネットの利用に際して、利用者一人一人が互いの人権を尊重することについての理解を深めるとともに、情報の収集・管理・発信における遵守すべき^(※)情報モラルや^(※)情報リテラシーを身につけられるよう教育・啓発を推進します。

3 災害と人権

(1) 現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波の発生により多くの命を奪い、壊滅的な被害をもたらすなど未曾有の大災害となりました。また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の放出により、多くの人々が長



期にわたり避難生活を余儀なくされるなど、様々な被害が発生しました。

また、家族や財産を失うなど、心に大きな傷を負った人がいる中、避難所の運営等では女性や高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮に欠いた事例が報告されています。さらに、原子力発電所の事故に伴う風評により避難者が差別的取扱いを受けるなど、災害時における人権問題が顕在化しました。

本県においても、同年9月に起きた紀伊半島大水害において、多くの命が失われ、長期間の避難所生活を余儀なくされた方が多数おられました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震においても甚大な被害が起こりうると考えられています。

災害時においても人権が十分に尊重されるために、平常時から一人一人が他者への配慮や差別の防止について、自らのこととして捉え行動できるよう、取組を推進していく必要があります。

(2) 基本的方向

本県では、県民、^(※)自主防災組織、事業者、県及び市町村が相互に連携を図りながらその責務と役割を果たすことを基本理念とし、災害から生命、身体及び財産を守るため、平成20年（2008年）4月に「和歌山県防災対策推進条例」を施行しました。

災害時等においてもそれぞれの人の特性やニーズに応じた対応ができるよう、人権尊重の視点に立った防災対策を実施します。

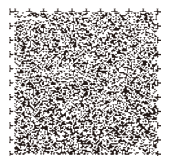
(3) 基本的な取組

本県では、平成20年（2008年）6月に「和歌山県災害時要援護者支援マニュアル」を、平成25年（2013年）3月に「災害時要援護者避難支援ハンドブック」を、平成29年（2017年）3月に福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう「福祉避難所設置ガイドライン」を作成するなど、^(※)要配慮者の避難支援に取り組んでいます。

それに加え、各市町村において避難所の運営に関するマニュアルの改定が進むよう、平成20年（2008年）3月に策定した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を、災害等の教訓・経験を踏まえ随時改定しています。

また、防災に関する施策・方針や防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れ、防災分野への女性の参画推進に努めます。

引き続き、国及び市町村等と連携を図り、防災・減災対策に取り組んでいきます。



4 女性の人権

(1) 現状と課題

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければなりません。

「日本国憲法」は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いています（第24条）。

女性と男性は違った身体的特徴がありますが、性別の違いを理由として、自らの個性と能力を制限されたり否定されたりするものではありません。また、自らの意思で社会のあらゆる分野での活動に参画し、その個性と能力を発揮できる機会も確保されなければなりません。

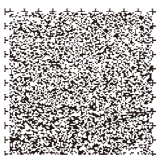
昭和54年（1979年）に国連において採択され、昭和60年（1985年）に批准した「女子差別撤廃条約」では、女性に対する差別が依然として存在していることを指摘したうえで、男女の固定的な性別役割分担の是正や男女及び社会全体が共に育児に責任を負うことなどを求めています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や制度のもとで、政策・方針決定過程への女性の参画が妨げられる、就職や職場において男女間に格差がある、育児や介護の負担が女性にかかるなどの問題が今なおあります。また、障害があること、地域で働き生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

また、配偶者等からの暴力、^(※)セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）、性犯罪、^(※)売買春、^(※)ストーカー行為などの重大な人権侵害が社会的な問題となっています。

女性に対する暴力的行為の背景には、男性優位の意識や男女間の経済力の格差などの社会意識や構造が存在します。

男女間の格差の是正や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保するためには、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現する必要があります。



(2) 基本的方向

性別にかかわらず人権と尊厳が守られ、差別的な取扱いを受けず、個人として個性と能力を発揮する機会が確保される社会を実現するために、女性であることを理由に社会における活動が制約されないことがないよう取り組みます。

本県では、平成14年(2002年)4月に「和歌山県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画のための基本理念を定めるとともに、男女共同参画を総合的・計画的に推進するため「和歌山県男女共同参画基本計画」を平成15年(2003年)3月に策定し、その後随時改定を行いながら、男女共同参画や人権について啓発や教育を進めるとともに、政策・方針決定過程や働く場、家庭における男女共同参画を推進することで、「元気な和歌山」の実現に向けた取組を推進します。

精神的暴力や身体的暴力は重大な人権侵害であり、暴力の根絶に向け、相談支援体制の充実を図るとともに、積極的、厳正な対応をしていきます。暴力被害者だけでなく、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援体制の充実も図ります。

また、妊娠・出産期における健康支援など、女性の直面するライフサイクル上の様々な課題に対する取組を推進します。

(3) 基本的な取組

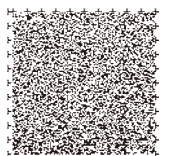
ア 元気な和歌山実現に向けた男女共同参画の推進

- ① 家庭や地域、職場などのあらゆる分野で、誰もが性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮し、互いに支え合う社会づくりを進めます。

男女共同参画社会への取組を通じ、一人一人の人権が尊重され、誰もが共に生きやすい地域社会の実現をめざします。

- ② 農林水産業や商工業等において、女性は、地域活動や生産・経営活動の中で男性とともに責任や役割を果たしていますが、その責任や役割に見合った意見の反映が十分になされていません。そのため、地域活動や生産・経営活動における方針決定へ女性が参画できる環境づくりを推進します。
- ③ 男女共同参画社会を築いていくためには、次世代を担うこどもたちへの男女平等を推進する教育が欠かせないものとなっています。

学校教育全体を通じ、人権尊重や男女平等について発達段階に応じた指導の



充実を図り、一人一人の個性や能力を尊重しながら、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育むよう努めます。

また、親やこれから親になろうとする人が、男女共同参画の視点に立った家庭教育ができるよう学習機会の提供に努めます。

さらに、主体的に考え、男女共同参画の視点で行動できる人材の育成を図るため、学習機会の確保と内容の充実に努めるとともに、女性の社会参画を促進するための支援に努めます。

- ④ 男女共同参画に向けての環境を整えるために必要な取組を把握するため、調査・研究し、その成果を県及び市町村の施策へ反映できるよう努めます。

また、男女共同参画について、県民が身近な問題として捉えることができるように広報・啓発活動を進めるとともに、^(※)和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”において、女性の人権に関する相談体制の充実に努めます。

イ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

- ① 県が設置する審議会等への女性委員の登用が進むよう取り組みます。

また、女性職員の採用・登用等に努め、県の政策・方針決定過程への女性の参画を促し、多様な視点からの意見を政策に反映しやすくします。

- ② 住民にとって身近な政策を決定する立場にある市町村の審議会等の政策・方針決定過程への女性をはじめとする多様な立場の人々の参画が進むように市町村に協力を依頼するとともに、市町村の政策・方針決定過程への男女共同参画の取組を支援します。

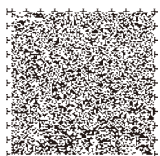
また、民間企業・団体等の方針決定過程への男女共同参画を促進するために、女性が能力を発揮しやすい環境づくりのための情報提供や啓発を行います。

- ③ 東日本大震災における避難所では、女性用物資の不足や、授乳や着替えのための場所がないなどの女性に対する配慮に欠けた事例や、防災分野への女性の参画が少ない現状が内閣府の報告にも記載されています。

南海トラフ地震等の大規模災害に備えるためにも、防災に関する施策・方針をはじめ、災害時の避難所運営や地域での自主防災活動などの防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れ、防災分野への女性の参画推進に努めます。

ウ 働く場と家庭における男女共同参画の推進

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るために、「労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重さ



れつつ充実した職業生活を営むことができるようにする」という「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の基本理念について労働者、事業者双方に周知するとともに、国の関係機関等と連携しながら雇用実態の把握に努めます。

また、企業や団体における女性活躍やジェンダー平等への理解促進を図るため、優れた取組に対する顕彰、各種セミナーやシンポジウムの開催などを通じて、ジェンダーにかかわらず能力が発揮できる環境づくりを進めていきます。

- ② 起業や再就職等をめざす女性に対し、相談や情報提供等を通じた支援に努めます。

また、近年はパートタイム労働者、派遣労働者等非正規雇用が増加しており、就業形態に応じた労働条件の向上が図られるよう、関係法規の周知や労働相談の充実等の支援を行います。

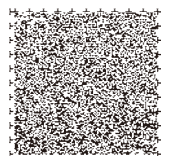
- ③ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の周知を図るとともに、労働者が育児・介護休業を取得しながら就業継続できる職場環境づくり、復帰しやすい職場環境づくりなど、仕事と子育て・介護の両立に向けた取組を進めます。
- ④ 家庭、職場、地域、学校等が互いに連携しながら、こどもを産み育てることができる環境を整備するため、保育サービスの充実や^(※)ファミリー・サポート・センターの設置促進、子育て相談など子育て支援策を積極的に進めていきます。
- ⑤ ライフスタイルが多様化し女性の社会進出が進む今日でも、家庭生活における家事や育児、介護等の負担の多くは、依然として女性に偏っています。これらは、男女双方が担うべきであるということを啓発します。

エ あらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実

- ① あらゆる暴力の根絶のために、相談窓口の機能強化や相談機関の連携を強化するなど相談体制の充実を図るとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などに基づき、配偶者等からの暴力的行為への厳正な対応、被害者の保護や自立支援を行います。

また、中・高校生への^(※)デートDV防止教育など若年期から予防のための取組を進めます。

- ② セクシュアルハラスメントのない安心して働くことのできる職場づくりに向けて、啓発や防止に向けた取組を行います。



学校や地域社会等、職場以外のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントの防止についても、「セクシュアルハラスメントは人権侵害である」ということを、あらゆる機会を捉えて、啓発を行います。

また、県内事業所のモデルとなるよう県職員に対する研修を実施するなど、率先した取組を進めます。

- ③ 性犯罪やストーカー行為などの発生を防ぐ環境づくりと被害者への配慮ある対応を強化し、性犯罪対策を推進します。

また、県立医科大学附属病院内に設置している^(※)性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」において、性暴力被害者の相談を受け、心身の回復を図れるよう関係機関と連携して緊急医療や心のケアなどの総合的な支援を行います。

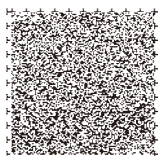
- ④ 暴力を助長・連想させるような表現や、過度の性的な表現が各種メディアに多く存在する中、表現の自由を尊重しつつ、人権尊重の視点に立った表現の重要性を周知・啓発します。

- ⑤ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などに基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援するため、^(※)和歌山県DV相談支援センターを中心とし、市町村やNPO・民間団体等との連携を一層推進し、包括的な支援体制の充実に取り組みます。

オ 性の在り方を尊重する意識づくり・健康づくり

- ① 性の多様性が尊重され、性と生殖に関しそれぞれの人権が尊重されることの重要性を啓発します。また、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発達段階に即して正しく理解できるようにするとともに、人権尊重の視点を重視した性に関する指導を実施します。

- ② 女性の妊娠・出産に関しては、それらに起因する健康上の問題に直面します。女性の健康をめぐる様々な問題について、相談体制を整備するとともに、女性の生涯にわたる健康支援を行います。



5 こどもの人権

(1) 現状と課題

わが国では、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」、昭和26年（1951年）には「児童憲章」が制定され、全てのこどもの幸福を図るために児童福祉施策が進められてきました。しかし、永らく、こどもは未熟な存在であり保護されるべき客体にすぎないと考えられてきました。

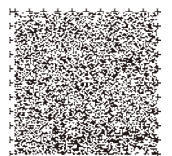
平成6年（1994年）「児童の権利に関する条約」が批准され、こどもは大人と同じ権利の行使主体であると同時に成長を保障されるべき権利を有すること、そのために必要かつ重要なこどもの最善の利益を確保するため、こどもには意見表明権があることが明らかにされました。

令和5年（2023年）4月には、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同時にこども家庭庁が発足しました。そして、同年12月には、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会をめざすため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定されました。

本県でも「こども大綱」を勘案の上、これまで複数あったこどもに関する計画を一元化した「和歌山県こども計画」を令和7年（2025年）3月に策定したところです。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は依然として厳しく、こどもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

^(※)**児童虐待**については、令和5年度の本県児童相談所における児童虐待相談件数は2,192件で、過去最多となるなど、本県でも大きな問題となっています。その社会的背景としては、核家族化の進行など家庭環境の変化や地域社会のつながりの希薄化などがあげられ、子育て家庭が親族の援助を受けられなかったり、地域から孤立することによって子育てへの不安や負担が大きくなっていること、経済的不安定などにより親のストレスが増加するなど様々な要因が考えられます。一方、被虐待経験が少年非行などの問題行動や将来の虐待行動につながる例も少なくないと言われています。児童虐待への取組は重要な課題であり、本県では、平成21年（2009年）4月に「和歌山県子どもを虐待から守る条例」に基づく「和歌山県子ども虐待防止



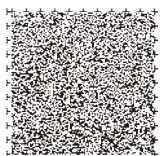
基本計画」を策定、その後平成26年（2014年）10月と平成31年（2019年）4月に改定を行い、児童を虐待から守るための総合的な対策に取り組んでいます。なお、同計画は令和7年（2025年）3月に「和歌山県こども計画」として他のこどもに関する計画と併せ新たに策定しました。

こどもの貧困については、親の経済的不安定などにより、こどもの教育格差が生じたり、健康で文化的な生活が送れなくなること、また、このような状態の世代間連鎖等が問題となっています。このため、令和元年（2019年）9月には、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正施行され、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組むこととされました。さらに、令和6年（2024年）9月には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更されるとともに目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。本県においても、平成29年（2017年）3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、その後令和4年（2022年）3月に改定を行い、こどもの貧困に視点を置いた施策に取り組んでいます。なお、同計画は令和7年（2025年）3月に「和歌山県こども計画」として他のこどもに関する計画と併せ新たに策定しました。

また、少年非行を起こすこどもについては、育ってきた環境や抱えている問題は様々であり一様に捉えることはできませんが、全体的な特徴として、規範意識や人とのコミュニケーション能力が低く、感情や行動をコントロールする力が弱いことが指摘されています。また、人との愛着関係の形成に支障が生じていることがうかがわれ、これらが相互に関係しながら社会への不適応につながっているという考え方があり、こどもの人権という観点からもこの問題を捉えていく必要があります。

さらに、インターネットやスマートフォン・SNS等の普及と利用者の拡大に伴った児童買春や児童ポルノ等性的搾取の急増、薬物乱用の低年齢化、学校への不登校、体罰・いじめ、「学級崩壊」と言われる現象やひきこもりなど、こどもの人権を侵害する問題は様々な形で現れています。

特に、性的搾取への規制強化としては、出会い系サイトの利用に起因した児童買春事件等の犯罪が急増し、平成15年（2003年）9月に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）が施行されました。



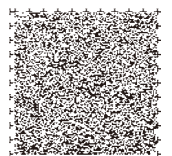
その後、児童の被害者数は、一旦減少したものの、平成18年（2006年）には被害児童数は再び増加に転じたことから、出会い系サイト事業者に対する規制等を強化するため、平成20年（2008年）12月に同法が改正施行され、その結果、出会い系サイトを利用した児童買春事件等は減少しました。しかし、一方ではSNSを通じた犯罪被害が増加しています。また、平成26年（2014年）7月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が施行され、児童に対する性的搾取の規制が強化されましたが、児童ポルノの規制では、製造や提供、所持といった行為は禁止されているものの、児童ポルノ相当の自撮り画像を要求する行為は規制されていません。そこで、平成31年（2019年）4月に「和歌山県青少年健全育成条例」を改正施行し、児童ポルノ相当の自撮り画像を要求する行為の禁止や対償供与など悪質行為者への罰則適用の規制を設けるとともに、被害防止のための啓発に取り組んでいます。

また、コミュニティサイトやSNSなどを利用した誹謗・中傷事案の増加、わいせつ画像を含むアダルトサイトや自殺関連サイト等の有害サイトの乱立により、簡単にアクセスし、個人情報を書き込んでトラブルになるなど、こどもたちの被害は依然として多発しています。

このため、平成30年（2018年）2月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が改正施行され、事業者に対する義務が追加されました。これに伴い、平成30年（2018年）4月に「和歌山県青少年健全育成条例」を改正施行し、^(※)フィルタリングの普及促進と保護者等との連携による青少年の^(※)ネットモラルの向上のため、啓発活動等に取り組んでいます。

さらに、近年は、通学も就業もしていない^(※)若年無業者やひきこもりなど社会生活を円滑に営むことが困難なこども・若者や、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーが増加し、従来の個別分野における縦割りの対応では限界が生じています。

本県では、平成24年（2012年）3月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「和歌山県子供・若者計画」を策定、その後平成29年（2017年）3月、令和4年（2022年）3月に改定を行い、教育、福祉、保健、医療、矯正、^(※)更生保護、雇用等の各分野の関係機関の連携により、困難を有するこども・若者を含む全てのこども・若者の健やかな成長と自立支援に取り組んでいるところです。なお、同計画は令和7年



(2025年) 3月に「和歌山県こども計画」として他のこどもに関する計画と併せ新たに策定しました。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童等の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめが大きな社会問題化したことを受け、平成25年(2013年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定により、いじめの防止等のための対策に関する国の基本的な行動計画が示されました。本県では、いじめの防止等のための県の行動計画を示した「和歌山県いじめ防止基本方針」を平成26年(2014年)3月に策定しました。いじめは、人間の尊厳、人権に関わる深刻な問題であり、絶対に許されない行為です。いじめにより辛く苦しい思いをしているこどもを一刻も早く救うために、学校の教職員だけではなく、保護者をはじめ県民一人一人が真剣にこの問題と向き合い、社会総がかりで対応することが必要です。

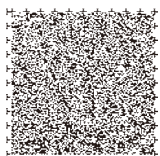
家庭や地域、学校、また行政の取組において、こどもの意見表明権を含むこどもの参加の権利を尊重する意識は、いまだ十分とはいえない状況です。こどもは、未来の社会を築いていく存在であると同時に、大人と同じく現在の社会を構成する一員です。したがって、こどもたちの意見を行政の諸分野においてどのように受けとめ、対応していくかも課題の一つです。

(2) 基本的方向

こどもは大人と同じ人権の享有主体であり、一人の人間として尊重されなければならないことを当然の前提とし、全てのこどもの人権が保障されるとともに、こどもが自身に関わるあらゆることに関し自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会環境づくりを進めます。

また、全てのこどもが性別、国籍、障害の有無、生まれた環境等にかかわらず、自らをかけがえのない存在であると実感でき、自身の人権の大切さを知ることによってこそ、他者の命の尊さや他者の人権を侵害してはならないという意識をもつことができると言えます。このような認識のもと、こどもの人権についての教育・啓発を進め、こどもが主体性をもって健やかに成長していけるよう、発達段階に応じた総合的な支援を図ります。

そして、こどもの人権が侵害された場合には、速やかにその救済を図り、こども



や家族の支援に努めます。

(3) 基本的な取組

ア 児童虐待などへの取組

児童虐待の問題に対しては、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」、「和歌山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童相談所を中心に市町村、関係機関、地域住民等と協力し、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援へと切れ目のない支援に取り組んでいきます。

① 児童虐待の発生予防に向けた県民意識の醸成を図ります。特に、体罰や暴言による「しつけ」は児童の成長に悪影響を及ぼすものであることを広く周知し、体罰や暴言によらない育児について啓発を行います。また、子育て家庭に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、各相談・支援機関の周知についても推進します。

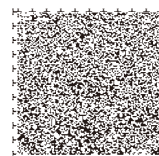
② 児童虐待に関して、保健・医療・教育・警察など関係機関からなる「^(※)要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底するよう働きかけます。

さらに、支援を要する児童等に接する機会が多い関係機関からの児童虐待に関する相談に対して助言・指導を行うとともに、関係機関との積極的な連携により、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。また、児童虐待と思われる事案を発見した際の通報の必要性についての周知・啓発についても推進します。

③ 児童虐待の対応について、児童相談所においては専門職員（児童福祉司・児童心理司など）の充実を図り、児童虐待への早期対応、児童の一時保護及び保護者へのカウンセリングの充実に取り組みます。特に、中央児童相談所では専門職員に加えて警察職員や弁護士を引き続き配置することにより、対応力の強化を図ります。また、児童虐待へのより迅速な対応に向け警察との連携強化を図るとともに、市町村と適切な役割分担のもと、的確な対応に努めます。

④ 児童虐待等により、家庭での養育が困難又は適当でない児童に対する社会的養護の充実のために、児童養護施設等でのケア形態の小規模化の推進やプライバシーに配慮した生活空間の確保に努めます。

また、施設への苦情については、各施設の苦情処理要綱に基づき適切な問題



解決を図ります。なお、^(※)児童福祉施設入所児童等に対する虐待を予防するため、児童の権利擁護に対する意識の向上に努めます。

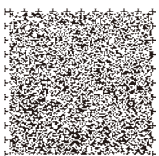
- ⑤ 虐待等の不適切な養育により心に深い傷をもつ児童に対し、より家庭的な環境で支援が行えるよう専門里親等^(※)里親制度の普及、啓発や^(※)小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進を図ります。
- ⑥ ^(※)意見表明等支援事業の実施など、里親家庭や児童養護施設等に措置又は一時保護された児童に意見表明の機会を確保し、児童の権利擁護に努めます。
- ⑦ 児童養護施設等を退所する児童の生活を支援するため、児童が家庭へ復帰した後の見守り体制の充実や、施設退所後に保護者等からの支援が受けられない児童や施設での集団生活に馴染めず、家にも帰れない等様々な理由により居場所を失った子どもたちのための支援に取り組みます。

イ いじめなどへの取組

- ① いじめの未然防止のためには、いじめを生まない豊かな心やよりよい人間関係を構築する能力を育成することが重要であることから、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図るとともに、自他の大切さを認めることができる人権教育の充実を図ります。
- ② いじめアンケートや個人面談を実施し、こどもが発する小さなサインを発見する体制を整えます。また、「いじめ問題対応マニュアル」、「いじめ問題対応ハンドブック」等を活用するとともに、^(※)スクールカウンセラー等の専門職と協働し、早期発見・早期対応のための取組を進めます。さらに、警察、青少年センター、児童相談所等関係機関と緊密に連携して、いじめ問題への対応を進めます。
- ③ 県民の要請に基づく講師派遣等を通じて、インターネット上の情報モラルや情報リテラシーに関する広報・啓発活動を図ります。
また、教職員を対象にインターネット上の情報モラルや情報リテラシーに関する研修を実施するなどして、教職員の資質や指導力の向上を図ります。
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校等の解決や薬物依存等の防止・救済のため、学校へのスクールカウンセラーや^(※)スクールソーシャルワーカー等の配置を進め、また電話相談等による教育相談体制の充実を図ります。

ウ 子育てしやすい環境づくり

乳幼児期は、保護者など特定の人に対し、人間への基本的信頼関係と愛の感情



を育てていく基礎となる強い愛着関係を形成するとともに、複数の人々との関わりを通じて情緒を発達させ人格を形成していく時期です。このため、乳幼児時期における子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

- ① 育児に不安や悩みをもつ親が増えていることから、親子が集う場の確保、子育てボランティアや子育てサークル活動の促進など、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、子育てに関する様々な情報の提供を図ります。また、各種相談機関の機能を強化させ、個々の相談によりの的確に応じる体制の充実を図ります。
- ② 病児・病後児保育などの多様な保育サービスや放課後対策の充実、会員間で相互援助を行うファミリー・サポート・センターの整備の促進など、育児と仕事の両立への支援を図ります。
- ③ 休日夜間急患センターにおける小児科の診療体制の充実や、小児科医が24時間常駐する病院の確保など、小児救急医療体制の整備を進めます。
- ④ 企業の育児休業制度や短時間勤務制度の整備、看護休暇制度導入等、働きながら子どもを生き育てることができる職場環境づくりに向けた取組を進めます。

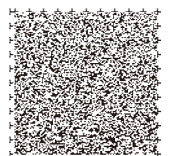
エ 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者への支援

- ① 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を総合的に支援するため、教育、保健、福祉、医療、矯正、更生保護、雇用等の支援機関のネットワークづくりを推進します。
- ② 若年無業者の職業的自立を支援する^(※)地域若者サポートステーションに、「子ども・若者育成支援推進法」上の子ども・若者総合相談センターを併設した、若者サポートステーションWith Youにおいて、概ね15歳から39歳までの若者に関するあらゆる相談を受け付けるとともに、一人一人の課題を解決するためのカウンセリングやセミナー型支援プログラムを提供し、円滑な社会生活が送れるように支援します。

オ こどもの健全な成長を促す環境づくりとこどもの人権についての教育・啓発

学童期は後の成長の基礎となる多様な知識経験を蓄積する時期であり、また他の人との相互関係の中で社会性を身に付けていきます。思春期は子どもから大人に成長していく移行期であり、自分らしさを模索する時期でもあります。このため、子どもたちが主体性をもって健やかに成長していける環境づくりに取り組みます。

- ① 学校や地域において、こどもの意見表明権と参加の権利が尊重されるよう教



職員、^(※)民生委員・児童委員はもちろんのこと、県民に対し「児童の権利に関する条約」などこどもの人権についての教育・啓発活動を行います。

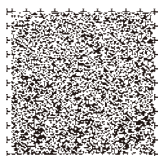
- ② こどもが命の大切さ、それぞれの個性の尊重及び自身と他者の人権の重要性について十分理解できるよう人権教育を充実させるとともに、一人一人のこどもが基礎的・基本的な学力を身に付けることができるよう少人数学級編制など学校教育における人的物的条件の整備に努めます。
- ③ 「遊び」は、こどもが他者との関わりや人間関係を学ぶ場であると同時に、「遊び」を通して自ら考える力や身体的能力を高める場でもあります。このため、様々な自然体験活動の機会の充実に努めるとともに、地域の児童館、社会教育施設、学校施設等の活用などにより、こどもがのびのび遊べる場や交流の場の充実に努めます。
- ④ 児童買春・性的いたずら等を含め、犯罪被害を受けたこどもと家族の悩みや問題に対して、警察における少年問題に関する専門組織である「^(※)少年サポートセンター」や、学校、児童相談所等関係機関が連携し支援活動を進めるとともに、こうした犯罪の防止に努めます。
- ⑤ 凶書、インターネット等による有害情報などからこどもを守るため、関係機関等による環境浄化の取組を一層強化し、非行が芽生えない環境づくりを推進します。

インターネットの利用に起因するこどもたちの犯罪被害を防止するため、学校の児童生徒を対象として「情報モラル講座」を開催し、こどもたちのネットモラルやリテラシーの向上に努めます。

さらに、ネット上での犯罪関連情報や誹謗・中傷といった書き込みを早期に発見対処するため、県、教育委員会、警察が一体となって^(※)ネットパトロールを実施し、関係機関が連携してこどもたちの犯罪被害やトラブルの未然防止に努めます。また、非行に陥ってしまったこどもに対しては、社会適応能力を高め、社会的自立を果たすため、本人や家族への支援に努めるとともに、このようなこどもたちの更生が図られる社会意識の醸成に努めます。

- ⑥ こどもの貧困の解消に向けた対策については、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援を3つの柱として取り組みます。

さらに、こどもの生活状況、学習状況、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに、こどもの貧困対策に関する各施策や支援制度の検証を行うこと



で、こどもの貧困対策をより効果的に推進します。

6 高齢者の人権

(1) 現状と課題

わが国は、世界有数の長寿国となる一方、出生率の低下による少子化傾向も加わり、人口の高齢化は急速に進行し、本格的な少子・高齢社会を迎えています。

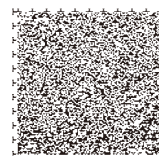
本県における高齢人口比率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成12年（2000年）には20.5%でしたが、令和6年（2024年）には33.6%となっており、近畿府県では最も高い比率です。特に山間過疎地域における高齢人口比率が高く、今後も高齢化が進むことが予測されます。

超高齢社会の中、高齢者をひとくくりにした偏見や固定観念、年齢制限等による就業機会の不足や、年齢を重ねることによる高齢者自身の身体的・精神的変化などにより、高齢者の経済的な自立や社会参画が困難となる場合があります。高齢者の人権を守るためには、全ての人々が、一人一人の多様性を認め合い、全ての人々が健康状態や年齢にかかわらず社会を構成する一員として尊重されなければなりません。そして、高齢者が培ってきた貴重な経験や知識を活かすことにより、社会で活躍できるということについて、高齢者に対して広報啓発に努めるとともに、高齢者が家庭・地域・職場等の日常生活において、存在感、充実感を得られるような取組や^(※)バリアフリー化が必要です。

また、家族の介護力の低下や介護期間の長期化の傾向もあり、介護を必要とする高齢者がいる家族の心身の負担は、重くなりつつあります。加えて、高齢者に対する暴行・暴言、わいせつな行為、介護放棄、財産・金銭面での権利侵害などの虐待の問題も指摘されています。こうしたことから、手助けが必要となった状態であっても、人としての尊厳を保持し、適切な介護サービスを受けられるなど、地域で安心して暮らし続けられるように、地域のみんなで支え合う体制づくりをNPO等と連携しながら進めていく必要があります。

(2) 基本的方向

本県においては、「高齢者が安心していきいきと暮らすことができる和歌山」の



実現をめざして策定した「わかやま長寿プラン」に基づき、次の方針により高齢者福祉の向上や介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。

- 高齢者の人権尊重と人権意識の向上につながる啓発、生きがいや自立に通じる就労の機会の確保、ボランティア活動等の地域社会活動への参画促進、生活環境の整備等、総合的に諸施策を推進します。
- 介護サービスの充実、十分な情報提供と相談体制の確立、権利擁護制度の活用などを推進し、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

(3) 基本的な取組

ア 高齢者の人権尊重と人権意識の向上につながる啓発

- ① 高齢者の人権に対する理解と長寿社会への対応について県民の関心を高めるため、様々な機会を通じて広報啓発に努めます。
- ② 高齢者がいきいきと暮らせるよう、老人クラブ等における人権学習や啓発活動への取組を推進し、高齢者自身が人権意識を高められるよう努めます。

イ 高齢者の人権を尊重したサービスの推進

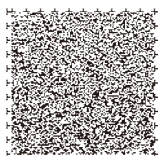
- ① 高齢者福祉施設や介護サービス事業所で働く人たちは、専門的な知識や技術とあわせて、高い倫理観が必要です。そのため、高齢者の人権尊重やプライバシーの保護についての研修を積極的に行うよう指導するなど、介護支援専門員（ケアマネジャー）や社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の資質の向上を図ります。
- ② 施設においては、入居者のプライバシーに配慮した居住空間の確保や、サービスの向上のため^(※)ユニット型施設の整備を促進します。

ウ 十分な情報提供と相談体制の充実

- ① 高齢者とその家族がいつでも必要な時に、適切なサービスを選択できるように、サービス事業所等のわかりやすい情報提供に努めます。
- ② 当事者間では解決困難な福祉サービスに関する苦情等に対しても、相談、調査、あっせん等を行う体制を整備し、適切な苦情解決体制の充実を図ります。

エ 認知症高齢者に対する総合的な施策の推進

- ① 判断能力が不十分なことにより日常生活に不安のある高齢者の生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助等を行うとともに、^(※)成年後見制度の利用を促進します。



- ② 認知症に対する正しい理解を促進するとともに、適切な介護についての知識や技術の普及啓発に努めます。
- ③ 認知症高齢者を介護している家族支援のため、電話相談窓口を開設するとともに、交流集会の開催を促進します。
- ④ 認知症の早期発見・早期診断に向けた認知症サポート医の養成や、かかりつけ医への対応力の向上研修等、地域医療支援を促進します。
- ⑤ 認知症高齢者とその家族を地域で支えていくため、医療・介護・福祉だけでなく地域の住民を含めた総合的な支援体制の構築を促進します。
- ⑥ 認知症高齢者が、家庭的な環境の中で、より安心して生活できる^(※)グループホームの整備を促進します。

オ 高齢者の権利擁護のための取組

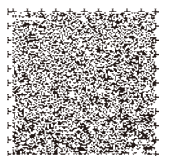
- ① ^(※)高齢者虐待への対応に第一義的な責任をもつ市町村や^(※)地域包括支援センターにおいて適切な対応ができるように、県が策定した「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき市町村職員等に研修会を開催し、対応力の向上を図ります。
- ② 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者虐待への対応が困難な事例、市町村における虐待防止ネットワークの構築、成年後見制度の手続等に関する様々な相談に対応するため、弁護士や社会福祉士による適切な助言および支援を行います。
- ③ 養介護施設従事者等に対し高齢者虐待を防止するための研修を実施します。
- ④ 高齢者虐待の防止に関する啓発を広く住民に対して行うことにより、正しい知識を普及し、予防や早期発見につなげます。

カ 高齢者を介護する家族への配慮

高齢者の虐待につながりやすい状況として、介護による身体的・精神的苦痛やストレス、不安などが報告されています。高齢者を介護する家族が過重な負担を強いられることのないよう、介護保険、その他の高齢者保健福祉サービスの利用促進を図るとともに、家族介護支援対策を推進し、家族や社会全体で高齢者の介護を支え合える環境づくりを進めます。

キ 高齢者の生きがい対策の推進

- ① 高齢者の知識や技能を意欲や能力に応じて地域社会で活かし、ボランティアなど社会参加活動を通して、生きがいや健康づくりを推進する活動を促進します。
- ② シルバー人材センターの拡充を促進するなど、高齢者が長年培ってきた豊富



な知識や経験、能力を活かせる就労機会の提供に努めます。

ク ^(※) 地域包括ケアシステムの深化・推進とボランティア等による取組の推進

- ① 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民やNPOによる見守りや支え合いの自主的な活動を促進します。
- ② 見守り活動等を行うボランティアである地域見守り協力員や、見守り協力に係る協定を締結している民間事業者による“さりげない見守り”活動を推進することで、高齢者を支援し、温かく見守り合える地域づくりを進めます。
- ③ 地域の実情にあった地域包括ケアシステムを推進できるよう、地域包括ケアや地域づくりにつながる様々な情報を収集し、市町村へ提供するなど、各地域の取組を促進します。

ケ 生活環境の整備

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「和歌山県福祉のまちづくり条例」等に基づき、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間全体のバリアフリー化を促進し、全ての人が安心して生活できる環境整備を進めます。
- ② 高齢者が安全かつ安心して生活することができるよう、福祉施策と住宅施策の連携を図りながら、高齢者の日常生活に配慮した居住空間の整備を促進します。

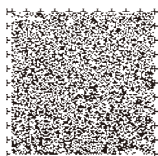
7 障害のある人の人権

(1) 現状と課題

わが国の障害者施策は、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を契機とし、「^(※)ノーマライゼーション」と「^(※)リハビリテーション」の理念のもと、着実な推進が図られてきました。

平成5年（1993年）に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進すること等が明示されました。

また、平成16年（2004年）に同法が改正され、目的規定等に障害のある人の自立と社会参加の支援等が明示されるとともに、基本的理念に障害を理由とする差別等の禁止が規定されました。障害福祉サービスについては、平成15年（2003年）に障害のある人の自己選択を尊重した利用契約に基づく支援費制度が導入され、平



成18年（2006年）の「障害者自立支援法」の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されていた障害福祉サービスについて一元的に市町村が提供する仕組みになりました。平成25年（2013年）に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者自立支援法」を一部改正し、改題。以下「障害者総合支援法」という。）では、一定の難病の人が支援対象に加えられるとともに、障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域における支援体制の整備等の取組が進められています。

また、わが国は、平成19年（2007年）9月に「障害者権利条約」に署名し、障害のある人の権利や尊厳を尊重するために、平成23年（2011年）の「障害者基本法」の改正や平成25年（2013年）の「障害者差別解消法」の成立など国内における法制度の整備等を進め、平成26年（2014年）1月に同条約を批准しました。同条約は、障害のある人とない人が同じように生活するために必要とされる「合理的配慮^(※)」を行わないことは「障害を理由とする差別」に当たるとし、締約国が、障害を理由とするいかなる差別もなしに、全ての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し促進するための措置をとること等を定めています。

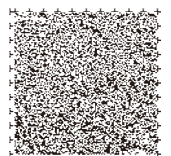
令和5年（2023年）12月には、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に「和歌山県障害者差別解消条例」を制定しました。

さらに、障害のある人に対する虐待については、福祉施設や医療機関、家庭や就労先など様々な場面で起こりうる課題であり、障害のある人の権利擁護のため家庭への支援も含めきめ細かな対応が必要です。

こうしたことから、障害のある人が、地域で安心して暮らし、自身の希望する生活を実現するためには、関係機関の連携協力のもと、障害それ自体や障害のある人への県民の理解を一層促進し、心理的な障壁を解消するとともに、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参画できる環境をつくる必要があります。

(2) 基本的方向

本県においては、障害者施策の基本方針として、昭和57年（1982年）に「障害



者にかかる和歌山県長期行動計画」を策定し、平成6年（1994年）にその後継計画として「紀の国障害者プラン」を策定しました。その後も、計画の策定・改定を進め、障害のある人を取り巻く社会環境の変化に対応し、障害のある人の自立と社会参加に取り組んできました。令和6年（2024年）4月には、障害者施策の更なる推進を図るため「紀の国障害者プラン2024」を策定したところであり、地域における支援体制の整備や経済的自立に向けた就労支援、障害や障害のある人への理解の促進等に取り組んでいます。

また、知的障害、精神障害、^(※)発達障害、難病、^(※)高次脳機能障害、盲ろう、重度心身障害者その他の重複障害など、障害の特性が十分に知られていない障害や、外見からは分かりにくい障害については、県民の更なる理解が必要です。

障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員として互いに人権を尊重し合い、支え合って、共に生きる「共生社会」を実現するため、次の方針により取り組みます。

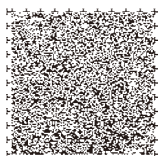
- 障害のある人を取り巻く心理的な障壁を解消し、誰もが障害のある人に合理的な配慮を行うことのできる社会を築くため、県民の障害に対する理解と認識を深めるための啓発を一層推進し、心のバリアフリー化を進めます。

特に、精神障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病の外見から理解されづらい障害等については、県民の理解を深めるための取組を推進します。

- 「障害者差別解消法」を推進するため、障害者団体や様々な相談を受ける関係機関等で構成する「和歌山県障害者差別解消支援地域協議会」を活用した取組を進めるとともに、「和歌山県障害者差別解消条例」の理念も踏まえ、研修等の様々な機会を通して民間事業者や県民の関心と理解を深めるための啓発を行います。

また、平成28年（2016年）4月に「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」を策定し、県職員一人一人が適切な対応に取り組むとともに、市町村においても、それぞれが策定した職員対応要領に基づく取組を促します。

- 全ての学校において、障害のある人の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるような合理的配慮及び必要な支援が提供されることにより、障害のある人と障害のない人が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築をめざし、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う^(※)特別支援教育のより一層の充実を図ります。

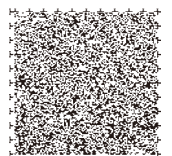


- 障害のある人が、地域で経済的に自立した生活を送ることができるよう、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な就労支援施策を推進します。
- 障害のある人の地域生活を支えるため、どこに住んでいても必要なサービスを利用できる体制の整備を進めるとともに、個々の障害のある人の多様なニーズに対応するため、障害福祉サービス等の充実を図ります。
- 全ての人々が自らの意思で自由に行動できるよう「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの観点から福祉のまちづくりを推進し、生活空間等のバリアフリー化を進めます。
また、障害のある人が自ら社会に参画しようとする意欲の醸成と、それを容易にする環境の整備を図ります。
- ろう者とろう者以外の者が「言語」である手話を架け橋として心を通わせ合い、互いを理解し、尊重し合う共生社会を実現するため、平成29年（2017年）12月に「和歌山県手話言語条例」を施行し、手話の普及及び習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するとともに、手話は「言語」であるということに対する県民の理解を深めるための取組を進めます。

(3) 基本的な取組

ア 障害に対する理解の促進

- ① 県民の友、テレビ、ラジオなどのあらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動に取り組むとともに、様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを行う「**あいサポート運動**」^(※)を推進し、県民一人一人の理解を促進します。また、外見から障害のあることが分かりづらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝えるヘルプマークの周知に取り組めます。
- ② 地域や学校などにおいて障害のある人とない人の交流及び共同学習の機会の拡大に努め、相互理解が深まるよう取組を進めます。また、学校教育や社会教育において教育・啓発活動を進めます。
- ③ 公共サービス従事者をはじめ教育、福祉、医療・保健サービス等に従事している職員について、障害のある人に対する理解の促進に主体的に取り組む必要があることを踏まえ、職場をはじめ様々な場を通じて、それぞれの関係者に対する啓発や研修の充実を図ります。さらに、人権尊重を基本とした障害福祉サー



ビス等の提供及び障害のある人の人権擁護を推進するため、障害福祉サービス従事者等に対して、人権研修の充実を図ります。

イ 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加をめざした取組の充実とともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な教育支援を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行うため、特別支援学校などの専門機関が地域のセンター的な役割を果たすことができるよう体制の整備を行います。

ウ 就労支援

- ① 一般企業への就労促進や福祉施設の^(※)工賃水準の向上を図るため、労働、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した支援体制を構築し、就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービスの充実や職業訓練の充実、障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援者（ジョブサポーター）による相談支援、官公需の促進等、障害のある人の就労支援策を総合的に推進します。

また、本県において、障害のある人が、その特性に応じ能力を発揮して働くことで、社会参加が図られるよう、県職員の雇用の促進と働きやすい環境づくりに取り組みます。

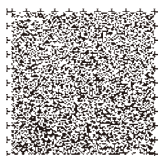
- ② 企業の障害者雇用に対して理解と関心を深め、促進するため、和歌山労働局や^(※)和歌山障害者職業センター等と連携して企業等への広報・啓発活動を推進するとともに、^(※)障害者雇用率制度の周知や環境整備のための各種支援制度の広報、活用促進に努めます。

また、企業等において障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう関係機関と連携し、啓発・広報、相談体制の充実を図ります。

- ③ 障害のある生徒やその保護者の就労に対する意識の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、教員、施設職員等支援者の障害者就労についての意識改革を促進するため、就労支援の必要性や福祉施設の役割等についての研修等を実施します。

エ 障害のある人の権利擁護

- ① 障害のある人に対する虐待の防止及び早期発見のため、教育機関・医療機関



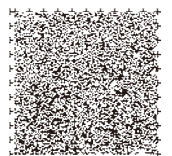
や施設の職員への研修の実施により、虐待防止に努めるほか、^(※)市町村障害者虐待防止センター及び^(※)和歌山県障害者権利擁護センターにおいて、通報受付による虐待の早期発見・早期対応に努めます。

また、指定障害福祉サービス事業者が、国の定める基準等に照らして事業を適正に運営しているか、必要な調査、指導を実施するとともに、是正、改善すべき事項がある場合には厳正に対処します。加えて、各事業者に設置を義務付けている人権擁護推進員や虐待防止責任者がその役割を果たしているかを確認し、人権擁護や虐待防止に係る適切な指導を行います。

- ② 市町村、関係団体、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が受けた人権相談のうち法律案件について弁護士による相談支援を実施するなど、人権擁護のための相談体制の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進に努めるなど障害のある人の権利擁護に向けた取組を進めます。
- ③ 精神科入院患者の人権に配慮した医療の確保を図るため、入院患者の処遇等について、精神科病院に対しての現地指導や審査の充実を図るとともに、精神科病院が取り組む人権擁護委員会の充実や精神障害者の人権を擁護する役割を担う精神保健福祉士の増員など、精神障害のある人の人権擁護を促進します。

オ 地域での自立生活支援

- ① 障害のある人が地域で自分らしさを活かして自立して生活できるよう支援するため、生活の場となるグループホーム等の整備を進めるとともに、ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実を促進します。また、市町村による外出のための移動支援等を促進します。
- ② 障害の早期発見や治療、機能回復訓練により、障害のある人に対する適切な保健サービスの提供を進めます。また、保健、医療、福祉の連携による取組を進めます。
- ③ 障害のある人が地域で安心して生活することができるよう市町村や地域自立支援協議会等と連携して、重層的な相談支援体制の整備を進めるとともに、医療、福祉、住まい、就労、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築し、障害のある人のライフステージに対応した支援を実施します。
- ④ 施設に入所している障害のある人や精神科病院に入院している人のうち退所や退院が可能な人について、地域での生活への移行や継続を促進します。また、精神疾患や精神障害をはじめとした障害についての県民の理解を深めるための



啓発に取り組みます。

- ⑤ 発達障害のある人に対して乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、^(※)**和歌山県発達障害者支援センター**による専門的な支援を充実するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関による総合的な支援ネットワークの構築に努めます。

また、発達障害のある人がどこに住んでいても必要な専門的支援を受けられるよう、和歌山県発達障害者支援センターの研修やコンサルティングにより、保健師や教員等、発達障害に関わる支援者等の専門性を高めるとともに、地域で専門的支援を行う中核的人材を育成します。

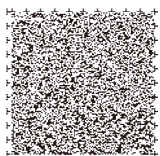
- ⑥ 医療的ケアが必要な障害児等が、生活スタイルを選択できる体制づくりを推進します。和歌山県医療的ケア児等支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進、各圏域の医療的ケア児支援体制整備のサポートを行います。
- ⑦ 高次脳機能障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、高次脳機能障害支援普及事業拠点機関に支援コーディネーターを配置して専門的な相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化、支援手法等に関する研修及び県民の理解を促進するための普及、啓発事業の実施等、高次脳機能障害のある人や家族に対する包括的、総合的な支援を実施します。

カ 社会参加の環境づくり

- ① ユニバーサルデザインの観点から、障害の有無にかかわらず、誰もが自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の趣旨の普及、啓発に努めるとともに、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間全体のバリアフリー化を計画的、総合的に推進します。実施にあたっては、利用者である障害のある人の視点を重視した環境整備を進めます。

また、バリアフリー化された公共賃貸住宅の供給と長寿命化を図ります。

- ② 目や耳、手足に障害のある人をサポートする^(※)**身体障害者補助犬**への理解を促進し、大切なパートナーとしてよりよく暮らせる環境づくりを推進します。
- ③ IT等を活用した情報のバリアフリー化の推進や様々なコミュニケーション



手段を確保し、情報・コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

- ④ 手話やろう者に対する県民の理解の促進や手話の習得の機会の確保など、手話を使いやすい環境づくりを推進します。
- ⑤ 障害のある人が、障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を提供するため、各種スポーツ大会やスポーツ教室等を開催し、スポーツや文化芸術に親しめる環境を整備するとともに、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員やボランティアの養成、確保に努めます。

また、多様な生涯学習の機会の充実を図るとともに、スポーツや文化活動等により、障害のある人とない人が交流できる機会の拡大に努め相互理解を促進します。

8 同和問題（部落差別）

(1) 現状と課題

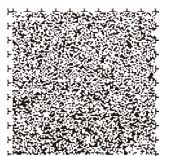
昭和40年（1965年）の「同和对策審議会答申」は、その前文で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」とし、その早急な解決こそ「国の責務」であり、「国民的課題」であると位置づけました。

この答申の理念に基づき、国において、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後33年間、特別立法による同和对策事業が推進され幾多の成果をあげてきました。

本県では、同和問題は、人々の差別意識だけではなく、同和地区住民の生活実態の低位性などに具現されていることから、昭和23年（1948年）に、国に先駆けた独自施策として「地方改善事業補助制度」を創設し、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をめざし、実態的差別と心理的差別の解消に努めてきました。

昭和44年（1969年）の「同和对策事業特別措置法」施行後はさらに、市町村をはじめ県民と一致協力して総合的かつ計画的に同和对策を推進して、大きな成果を収めてきました。

特に、住環境整備については、国、県、市町村が一体となり、地域住民の理解と



協力を得ながら推進してきた結果、住宅、道路、下水排水路等の劣悪な状況は大きく改善されてきました。

また、教育や就労については、地域住民の生活基盤に関わる問題であるとの認識のもと、積極的に取り組んできた結果、教育の機会均等や基礎学力の向上等について大きな成果をあげるとともに、若年層の就労等にも一定の成果をあげてきました。

さらに、差別意識の解消に向けた啓発についても、「県民みんなの同和運動」を展開するなど社会教育とともに積極的に推進し、県民の同和問題に対する基本的理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできました。

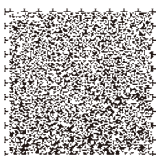
このように、同和問題は多くの人々の努力によって解決に向かってはいるものの、「依然として我が国における重要な課題」であるとともに、教育、就労、産業等の面でなお較差が存在しているなど、「現実の課題」として残されています。また、企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「^(※)えせ同和行為」も発生しています。

加えて、個人を誹謗・中傷する発言や、不動産取引等に関わって同和地区の所在を調査したり行政機関へ問い合わせたりするなどの差別事件、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込み等が発生しています。さらには、県民の中には、結婚や不動産取引に際して誤った意識が見受けられます。

こういった背景もあり、平成27年（2015年）9月に、『企業・団体等による部落差別撤廃のための法律』の早期制定を求める意見書が、和歌山県議会において採択され、国に対して要望が行われました。

さらに、法制度の早期制定の機運を高めるため、同年11月に、東京で、「人権課題解決に向けた和歌山県集会」が開催されました。これらのことが契機となり、平成28年（2016年）12月に、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざした「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

また、県では、令和2年（2020年）3月には、部落差別のない社会を実現することを目的に、「和歌山県部落差別解消推進条例」を制定しました。さらに、令和2年（2020年）12月には、プロバイダの責務などを規定する一部改正を行い、令和5年（2024年）12月には、結婚や就職に際しての身元の調査等による部落差別を行った県内事業者が勧告に従わない場合には公表ができることを内容とする一部改正を行いました。



司法においては、同和地区出身であることなどの情報を公表することが人格的な利益を侵害する行為であるとする東京高等裁判所の判決が、最高裁判所の上告棄却により、令和6年(2024年)12月に確定されました。

(2) 基本的方向

同和問題の早期解決を図るための特別対策は、大きな成果をあげ、概ねその目的が達成されたとして、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成14年(2002年)3月をもって失効しました。

しかしながら、同和行政は行政の責務として同和問題の早期解決に向け取り組んできたものであり、また、同和問題に関する人権侵害が今もなお発生していることから、その解決をめざした取組を進めてまいります。

同和問題解決のための施策については、同和問題を人権問題という本質から捉え、今日までの成果と現状を踏まえつつ、様々な課題に対し、人権尊重の視点に立った取組を実施していきます。

そのため、社会構造や住民の意識が多様化している中で、地域により抱える問題も多様化していることから、市町村が実施するそれぞれの地域ごとにその課題に応じたまちづくりを支援していきます。

また、「和歌山県部落差別解消推進条例」に基づき、相談体制の充実に努めるとともに、人権意識の高揚のための教育啓発活動に積極的に取り組みます。加えて、インターネット上の人権侵害の防止にも取り組んでいきます。

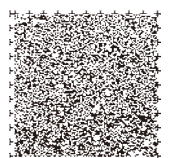
しかし、教育啓発活動のみでは、人権侵害を防止することは難しく、差別などの人権侵害には法的な規制や被害者の救済が必要です。

このため、必要な法制度を早期に整備するよう国に求めるとともに、国や市町村と連携し、人権侵害に対し迅速な対応を行うなど、被害者の視点に立った有効な救済を図るよう一層取り組んでいきます。

(3) 基本的な取組

ア 教育・啓発の一層の推進

- ① 家庭は、同和問題を真剣に話し合える大切な学習の場であり、同和問題解決のカギは家庭にあると言えます。今後とも広報紙やマスメディア等を活用し、情報の提供を行うなど啓発活動を推進します。また、家庭教育に関する保護者



の学習機会の充実など支援に努めます。

- ② 学校教育では、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じて計画的に人権教育を推進します。

また、教育の機会均等の観点から、修学支援の取組を推進するとともに、学力面に課題のあるこどもに対しては、学校が家庭、地域と連携を図り、基礎的・基本的な学力の定着と進路指導の充実に努めます。

- ③ 社会教育などを通じて、県民の人権意識を高揚し、同和問題についての認識を深めるための教育・啓発活動を推進します。

また、地域における指導者の育成を図るとともに、NPO等と協働しながら住民が自ら進んで学習活動に取り組めるよう、地域の実情に即した学習機会の充実に努めます。

- ④ 職場の指導者の養成と資質の向上を図り、明るく働きやすい職場づくりが進められるよう啓発に努めます。また、企業や各種団体において、同和問題についての理解と認識を深めるための系統的、計画的、継続的な研修ができるよう指導に努めるとともに、えせ同和行為の根絶に向けても、粘り強い啓発活動に取り組みます。

- ⑤ 性別・年齢・職業などが違う様々な人々が、互いを尊重し合い、共に地域をつくっていけるよう、様々な視点に配慮したきめ細かな啓発活動を展開するよう努めます。

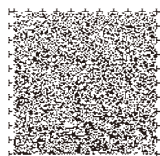
- ⑥ 県民の理解と認識が一層深められるよう、人権啓発センターや関係機関・団体等が連携し、内容・手法等に創意工夫をした啓発活動を推進します。

イ 相談体制の充実

同和問題に関する相談に対応するため、人権局や振興局、人権啓発センター及び各市町村に設置している相談窓口についての周知を行います。また、迅速かつ適切に対応できるよう、相談担当職員に対し研修を行い、資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。

ウ 産業の振興・雇用の促進

- ① 企業等の自立意欲を高め、独自の生産、販売、サービス提供手法の開発や内容の質的向上など中小企業等の振興を図ります。
- ② 農林漁業については、農林水産物の高品質化、作業の省力化を図りつつ、法



人化や経営規模の拡大、複合化等を推進し、農林漁家の経営安定に向けた取組を支援します。

- ③ 企業等に対して同和問題についての正しい理解と認識を深めるための啓発を行い、本人の資質、能力に関係のない理由による不利益がないよう、就職の機会均等を図ります。

エ 福祉・健康増進の充実

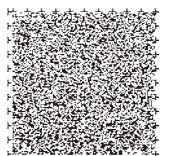
- ① 全ての人自身が自身のライフスタイルを選択することができ、明るく、幸せで、生きがいをもって住み続けられる地域社会の形成のため、子育て支援をはじめ高齢者や障害のある人への支援など、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。
- ② 少子高齢化を踏まえた健康増進についての普及・啓発や、生活習慣を重視した健康づくりを総合的に推進し、地域住民の健康の保持及び増進に努めます。
- ③ 隣保館については、同和問題の解決という本来の目的を踏まえたうえで、地域社会全体の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての役割が期待されており、その活動を支援します。

オ 生活環境等の整備

これまでの取組により、生活環境については大きく改善されてきたところですが、今後においては全ての人々が住みたい地域で、また、安全な生活環境の中で安心して暮らせることが大切です。このため、市町村が行う、周辺地域と一体となった、住民の主体的な参加による、今日的視点での課題意識に基づいた人権が尊重されるまちづくりを支援します。

カ 部落差別への対応と被害者の救済

- ① 差別事象が発生した場合は、「和歌山県部落差別解消推進条例」に基づき、市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を行った者に対して、部落差別は許されないものであるということを諭し、今後、部落差別を行わないように指導するなど、被害者の立場に立った有効な救済が図られるよう適切な解決に努めます。
- ② インターネット上での差別書き込みに関するモニタリングを実施し、部落差別であると確認した場合は、地方法務局や市町村等と連携しながらプロバイダ等に対し削除要請を行うなど、被害の拡大防止を図ります。
- ③ 削除要請に応じないプロバイダがあり、人権侵害情報が拡散され続けている



ことから、インターネット上の人権侵害防止のため、早期に法整備等の実効性のある対策を講じるとともに、地方公共団体からの削除要請に迅速に応じるよう国に対して要望します。

- ④ 人権侵害による被害者の救済を行うため、独立性・迅速性・専門性を備えた第三者機関の創設など、実効性のある法制度を早期に整備するよう国に対して要望します。

9 外国人の人権

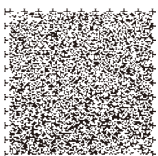
(1) 現状と課題

日本社会には、在日韓国・朝鮮人や国際結婚による定住者、外国人労働者など、様々な民族、文化的背景をもつ方々が暮らしています。さらに、少子高齢化に伴う人手不足が深刻化する中、日本政府は外国人労働者の受入れを進めており、外国人労働者は、今後ますます増加していくと見込まれます。

本県における在留外国人数も、令和6年（2024年）6月末現在で9,572人と過去最多を記録しています。地域社会における様々な場面で外国人と接する機会が増える中、互いの文化的違いや価値観を受け入れ、尊重し、共に生活していくことが必要です。

平成7年（1995年）に日本が批准した「人種差別撤廃条約」（翌年から日本国内において効力発生）では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しており、また、「日本国憲法」が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

しかし、文化の違いによる理解不足などから外国人に対する偏見や差別が生じています。特に、日本と朝鮮半島をめぐる様々な歴史的経緯から、日本において永住者として生活せざるを得なかったり、その後、様々な事情により引き続き日本に住み続けている在日韓国・朝鮮人を対象とした誹謗・中傷や差別的な事案が見受けられます。平成28年（2016年）6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消をめざしています。



また、就労の場では、賃金や労働時間などの点で日本人に比べて不利な条件で雇用されるなどの問題も起こっています。定住外国人の公務員への採用等に係る国籍要件や定住外国人の地方参政権についても、様々な議論が行われています。

本県では、平成10年（1998年）に「^(※)和歌山県国際交流センター」を設置、また、平成15年（2003年）3月に策定、令和6年（2024年）2月に改定した「和歌山県国際化推進指針」に基づき、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に努めているところです。今後も、同じ地域に暮らす住民であるとの視点から、外国人も地域社会の一員として人権が尊重され安心して生活できる共生社会を構築していく必要があります。

（2）基本的方向

国籍や民族にかかわらず地域に暮らす住民の一人として外国人も人権及び基本的自由の平等な享有又は行使が保障されているとの認識を深めるなど、国際化社会にふさわしい人権意識を育むことが重要です。

また、日常生活では、外国人を特別視せずに、文化の違いを尊重するとともに、就労の場においても、日本人と平等に扱われ、さらにその能力が十分に発揮されるなど、外国人が偏見や差別を受けることなく、地域社会の一員として、いきいきと安心して生活できる社会づくりも大切です。

こうした認識のもと、外国人の人権尊重のための教育・啓発活動や情報提供、相談事業の充実など、外国人が安心して暮らせる環境づくりを、外国人からの意見を聴くとともに、民間団体等とも連携を図りながら推進します。

また、企業における外国人の適正な雇用を促進するとともに、幅広く県民の意見を県政推進に活かしていく上で、定住外国人の意見を求めていく必要があります。

（3）基本的な取組

ア 人権尊重のための教育・啓発活動の充実

- ① 文化の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、学校や行政・各種団体が行う教育・学習や地域交流など、様々な機会を通じて互いの理解を深めます。さらに、在日韓国・朝鮮人を取り巻く歴史的経緯や環境について、正しい理解と認識を深めるための教育・啓発に努めます。
- ② 外国人の人権が尊重される社会をつくるためには、一人一人が暮らしの中の



問題として身近なところから取り組むことが必要なことから、人権啓発センターなどにおいて、セミナー、^(※)ワークショップの開催や、講師の派遣など、関係団体等と連携しながら啓発活動を展開します。

イ 情報提供、相談事業の充実

- ① 道路標識や公共施設等での外国語併記をさらに進めるとともに、外国語による施設の利用方法や交通アクセスの情報提供に努めます。
- ② 地震や台風等の災害に関する情報について、平常時から外国人への必要な情報の提供に努めます。特に、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震を想定し、和歌山県国際交流センター、各市町村と緊密に連携し、災害発生時の迅速かつ効果的な情報提供に努めます。
- ③ 和歌山県国際交流センターを拠点に、民間団体等と連携しながら、外国人への生活に関する情報の提供に努めるとともに、日常生活における様々な問題に対して外国語による相談窓口の対応言語数の拡充や関係機関とのネットワークの形成を進めるなど、相談事業の充実に努めます。

ウ 児童生徒の教育環境の整備

日本語指導が必要な外国人の児童生徒が通学する公立小・中学校への指導者のきめ細かな配置に努めるなど、外国人の児童生徒が安心して勉学に励むことができる環境づくりを進めます。

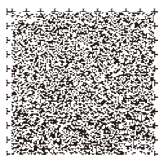
また、和歌山県立高等学校入学者選抜において、日本語の理解が十分でなく、特別な措置が必要と判断された外国人等の志願者に対して、配慮を行います。

エ 医療・保健、福祉等の充実

外国人が健康で安心して生活を送ることができるように、外国語に対応できる医療機関の情報提供や緊急時の医療機関との連絡調整など、医療・保健について利用しやすい環境、支援体制の整備を推進します。また、定住外国人が、福祉に関する相談を行いやすい体制整備に努める一方、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の加入資格を有する方が未加入とならないよう制度の周知に努めます。

オ 適正な雇用の促進

県内で仕事を求める外国人のために、労働局等関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努める一方、民間企業において日本人と平等に扱われないなどの問題が生じないように雇用主等に対する指導や啓発などを行うことにより、適正な



雇用を促進します。

カ 定住外国人の意見の反映

- ① 幅広い県民の意見を県政推進に活かしていくためには、多様な文化的背景や考え方をもつ定住外国人の意見も求める必要があるため、審議会等の委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的を踏まえ、定住外国人も含めた幅広い人材の登用に努めます。
- ② 県職員への採用について、これまでも国籍条項の見直しを行ってきたところですが、今後も公務員の任用に関する基本原則を踏まえつつ、引き続き職務の内容と国籍の必要性を検討し、適切に対処します。

10 感染症・難病患者等の人権

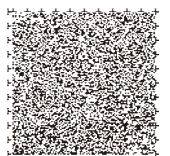
(1) 現状と課題

現在、様々な感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方々がおられます。その患者や家族の中には、治療等の負担だけでなく、病気に対する誤った知識や理解不足による偏見や差別を受けることがあり、肉体的、精神的な負担が大きくなっています。

(※) **ハンセン病**は、感染力が弱く、治る病気であるにもかかわらず、わが国では特殊な病気として扱われ、「**らい**予防法」が明治41年（1908年）に施行されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間としての基本的な権利を奪われてきました。さらに、強い偏見や差別は患者だけでなく家族にまで及び、なかには患者が家族から絶縁されるという状況さえありました。この強制隔離政策は、その後治療薬ができた後も、「**らい**予防法」が廃止された平成8年（1996年）まで続けられました。

このように、全国的に厳しい状況がある中、本県では昭和32年（1957年）ハンセン病専門の相談所として設立した「和歌浦健康相談所」が中心となり、施設への隔離ではなく患者と家族の立場に立った在宅療養を支援するなど、「**救らい**県」としての取組を進めてきました。

また、元患者らが長年の国の隔離政策が誤りであり、多大な被害を被ったとして提訴した「**らい**予防法国家賠償請求訴訟」に対し、平成13年（2001年）5月、熊



本地裁で国の責任を認めた原告勝訴判決が下されました。これを契機として、同年6月には「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、平成21年（2009年）4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」がそれぞれ施行され、国並びに都道府県が、患者、元患者の方々への謝罪を行い、これらの方々々の名誉の回復と、社会復帰のための施策を進めています。

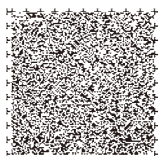
さらに、ハンセン病の元患者の家族が、患者の隔離政策により、その家族も偏見や差別の対象とされ、また、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、令和元年（2019年）6月、熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として、同年11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行され、元患者家族に対しても深くおわびする旨が述べられています。

しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識により、いまだに偏見が存在しています。また、療養所入所者の多くが、長い間の隔離により家族や親族との関係を絶たれていたり、高齢化や病気が完治した後も障害が残っていることにより、療養所に残らざるを得ません。そのため、社会復帰が非常に困難な状況であり、さらに、遺骨の里帰りの問題等の課題も残っています。

^(※) **H I V感染者**及び^(※) **エイズ患者**については、わが国では昭和60年（1985年）、安全対策を怠った非加熱性血液製剤によるH I V感染被害である薬害事象によりエイズ患者の存在が表面化しました。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は非常に感染しにくいウイルスですが、当時、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が発生しました。

近年、わが国におけるH I V新規感染者数は増加傾向にはありませんが、感染原因については性行為によるものが大部分を占めており、また、感染者の年齢構成では、20代から40代までが多くを占めていることから考えると、若い世代からエイズの疾病概念や感染経路、そして何よりもその予防法を正しく知ることが重要であると言えます。

現在、免疫の低下を抑え、エイズの発症をくい止める抗H I V薬が効果をあげています。また、本県では中核拠点病院1か所及び拠点病院2か所を設置し医療体制の整備を進めています。しかしながら、人目を気にしてエイズ相談や検査を受けにくかったり、職場に病名がもれ、差別を受けたり、職場を追われてしまうことを恐れたりして、感染していることや患者であることを隠さなければならないという状



況があります。

そのほか、近年の医療の進歩や衛生水準の向上により、コレラ、赤痢及び腸チフスなど多くの感染症が克服されてきましたが、一方で新たな感染症の出現や既知の感染症の再興、さらに、海外への渡航者の増加などによる輸入感染症等の問題もあります。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されておらず、生涯にわたって療養を必要とする疾患をいいます。また、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあります。

就労については、難病患者の多くが、症状に支障のない範囲で働く意欲をもっていても、条件に合った就労の場を確保することが困難であり、また軽症の人や症状が回復した人で意欲があっても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができず、安定した収入のある仕事につけないこともあります。

また、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われることや、本人や家族が結婚差別を受けるということもあり、病気を周囲に隠して生きている人も少なくなく、これらの差別や偏見の解消が課題となっています。

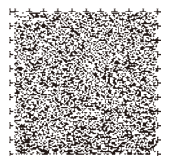
一方、平成25年（2013年）4月に施行された「障害者総合支援法」では、障害者の範囲に難病等の方々が加わり、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。

このように、様々な病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、これらの患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められています。

(2) 基本的方向

感染症については、発生の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とし、個人の意思や人権に配慮し、一人一人が安心して社会生活を続けながら、良質かつ適切な医療を受けられ、また、入院等の措置がとられた場合には、早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めることが必要です。

難病については、患者等それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、必要な医療の提供、さらには疾患の克服をめざした研究を推



進することも必要となってきます。

このような観点から、感染症や難病に関する正しい知識の普及啓発により偏見や差別を解消するとともに、適切な医療の確保と患者や家族への支援体制の整備を進めます。

(3) 基本的な取組

ア 正しい知識の普及啓発と理解の促進

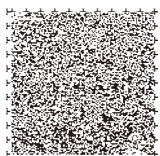
- ① HIV感染を予防し、県民の患者・感染者への理解を促進するため、各保健所において、住民を対象に研修会や講習会を開催するとともに、「世界エイズデー」（12月1日）にあわせた活動を実施します。
- ② 学校教育の場において、正しい知識や理解により、HIVなどの感染症等に対する偏見や差別を払拭し、性に関する指導や人を思いやる心を育む教育を、学校、家庭、地域が連携して推進します。
- ③ 感染症や難病に関する正しい知識の普及啓発により県民の理解を深め、誤った知識に基づく偏見や差別を解消します。

イ 良質かつ適切な医療の提供

- ① エイズ拠点病院において良質な医療を提供するとともに、カウンセラーを派遣し、患者や感染者に対する精神面のケアを推進します。
- ② 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る必要な措置を迅速かつ適確に講じることにより、医療提供体制を確保します。
- ③ 難病のうち、客観的な診断基準が確立し、かつ重症度が高いものについて、平成27年(2015年)1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき医療費の公費負担を行い、患者負担の軽減を図ります。
- ④ 原因が不明で、治療法が確立していない難病等の治療に際しては、特に、患者と医療従事者との信頼関係に基づき、最善の医療を提供するため、医療従事者が患者に診療の目的や内容などについて適切な説明を行う一方、患者自身が正確な情報に基づいて、納得したうえで、主体的に検査や治療などの医療行為を選択し、決定する「インフォームド・コンセント」を促進します。

ウ 相談・支援体制の整備

- ① ハンセン病療養所入所者の里帰り事業や、高齢のため里帰りの負担が大きい

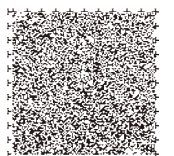


- 入所者への訪問事業を推進し、社会復帰を支援します。また、遺骨については遺族の同意を得ながら里帰りに努めます。
- ② 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表が行われた時から、県民の不安や悩みに対応する相談体制の整備を図ります。
 - ③ 在宅で長期間療養する難病患者の日常生活の質を向上させるため市町村が実施するホームヘルプサービス、ショートステイ及び日常生活用具給付の事業を支援します。
 - ④ 難病患者の在宅療養を支援するため、保健所の保健師が中心となって、市町村、専門医師、理学療法士、難病患者会との連携のもとに家庭訪問、医療相談、訪問診療等の施策を推進しながら総合的なサービスを提供できる地域支援体制の整備を図ります。
 - ⑤ 難病患者が早期に正しい診断を受け、診断後は身近な医療機関で適切な医療を受けることができるようにするため、難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院を指定し、難病医療提供体制の整備を図ります。
 - ⑥ 重症神経難病患者が入院治療を必要とするとき、適時適切な入院施設の確保や、円滑な在宅療養への移行を支援できるよう協力医療機関の確保に努め、医療従事者や在宅支援関係者への研修等を実施するなどネットワークの強化を図ります。
 - ⑦ 同じ病気をもつ患者や家族が悩みを分かち合い、情報交換を行える患者会や家族会の活動を支援します。
 - ⑧ 和歌山県難病・こども保健相談支援センターにおいて、難病患者、長期療養を要するこどもたちや家族に対する相談支援活動を推進します。
 - ⑨ 病気のため長期間入院しなければならない児童生徒の精神的な支えとなり、学習の機会を保障するため、院内学級の充実を図ります。

11 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

平成17年（2005年）4月に犯罪被害者とその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を明文化した「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、



犯罪被害者等の人権が大きく取り上げられるようになりました。

犯罪被害者等についても、「個人の尊厳」や「プライバシー」などが尊重されなければならないことは当然であり、犯罪被害者等は「可哀想だから」保護されるのではなく、基本的人権の尊重という観点から当然支援されるべき立場にあります。犯罪による被害は、直接の被害者だけでなく、その家族などの精神面や生活面にも大きな影響を与えるものであり、これらの間接的被害も含めると被害を受けている人は相当数に上ります。

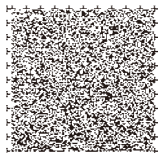
性犯罪については、平成29年（2017年）に「刑法」が改正施行され、告訴が必要な親告罪ではなくなりました。さらに、令和5年（2023年）には「刑事訴訟法」が改正施行され、公訴時効期間が延長されました。しかしながら、被害者の様々な心理的要因や再被害を恐れること等により、被害の届出やその後の刑事手続きなどにおける被害者の負担は解消されておらず、実際の被害件数は捜査機関の認知件数をはるかに上回っていると言われていています。

犯罪被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話、プライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられます。

特に、大きな精神的・心理的衝撃を受けることにより、^(※) **トラウマ（心的外傷）** や ^(※) **PTSD（心的外傷後ストレス障害）** の症状が残ることもあり、犯罪被害者等が受ける精神的被害は深刻です。

欧米を中心とする諸外国では、犯罪被害者等の権利として、①個人として尊重されること、②加害者の刑事手続等に関与し、知る権利、③被害回復を求める権利、④物質的・医療的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利等を確立し、犯罪被害者等の法的地位を充実する法制度を整備するとともに、多様な支援を提供する民間の被害者支援団体が組織され、国と社会をあげて総合的な犯罪被害者等のための施策を推進しています。

近年、わが国でも、犯罪被害者等の問題に対する社会的関心が高まる中、改正「刑事訴訟法」、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」及び、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が施行され、犯罪被害者等の保護や救済が図られてきています。



(2) 基本的方向

犯罪被害者等に対する支援のためには、まず、被害の救済は犯罪被害者等の人権に基づくものであり、誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のうえに立って、犯罪被害者等を社会全体で支え合うことができる社会づくりを推進する必要があります。

本県においては平成18年(2006年)4月に施行した「和歌山県安全・安心まちづくり条例」に基づき犯罪被害者等の保護・救済に取り組んできましたが、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利保護が図られる社会の実現に寄与するため、平成31年(2019年)4月に新たに「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。同条例に基づき、令和2年(2020年)4月には、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「和歌山県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。今後一層、市町村及び関係団体等と相互に連携を強化しながら、人権の尊重を基本とした犯罪被害者等のニーズを踏まえた各種施策を推進していきます。さらに、再被害防止措置や重大な犯罪の未然防止措置にも取り組みます。

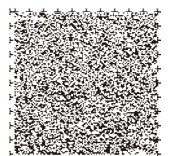
(3) 基本的な取組

ア 啓発活動の推進

- ① 犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性について、体験談や講演等を通じ県民の認識を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 犯罪被害者等と最も密接に関わる警察や行政職員などへの研修を行い、高い人権意識による適切な対応を促進します。
- ③ マスコミの過剰な取材・報道による犯罪被害者等への二次的被害を防止するため、マスコミに対し、取材・報道に際し自主規制を行うよう理解を求めます。

イ 相談・支援体制の充実

- ① 犯罪被害者等が大きな打撃から立ち直り、幸福を求めて再び歩み始められるように、県はもとより市町村における犯罪被害者等相談窓口の充実・周知を図るとともに、性犯罪被害相談などの対応を適切に行うために、県内の全警察署に女性警察官を配置しています。また、県立医科大学附属病院内に設置している性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」において、性暴力被



害者の相談を受け、心身の回復を図れるよう関係機関と連携して緊急医療や心のケアなどの総合的な支援を行います。

- ② 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ効果的に推進するために、県、市町村及びその関係機関並びに民間団体等が相互に連携を強化し支援体制の充実を図ります。
- ③ 犯罪により深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、医師や公認心理師、臨床心理士等によるカウンセリングが適切に受けられるよう支援体制を運用します。
- ④ 故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病、障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や加害者側からの損害賠償が得られない犯罪被害者又はその遺族に対して、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、^(※)犯罪被害給付制度の周知と適切な事務処理を行うことにより、支援を推進します。
- ⑤ 犯罪被害者等は、犯罪により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合などにより収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。

こうした問題に対して、本県では犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために生活資金の貸し付け等の必要な支援の充実を図ります。

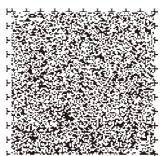
- ⑥ 犯罪被害者等は、刑事裁判への参加など様々な形で刑事手続きに関与する場合があります。また、相手方から示談交渉をもちかけられることも少なくありません。このような問題に対して、犯罪被害者等が弁護士の助言を受ける機会を確保し、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する等の必要な支援を図ります。

ウ 再被害防止措置の強化

- ① 犯罪被害者等が同じ加害者から再度危害を受けることを未然に防止し、安全確保を徹底するため、警察及び関係機関における防犯指導、警戒措置等の再被害防止措置を強化します。
- ② 犯罪被害者等が転居した場合においても、関係都道府県警察と情報を共有し、連携して再被害防止措置を図ります。

エ 重大な犯罪の未然防止措置の強化

重大な犯罪は、無差別殺人事件や強盗事件等のほか、家庭内の問題や恋愛感情



のもつれ等から発展して発生することもあるため、警察等で認知したトラブル事案等も将来の危険性を組織的に判断し、未然に防ぐ体制を構築しています。

- ① つきまといや無言電話等のストーカー行為や、こども・女性に対する声かけ事案等、重大事件に発展するおそれのある前兆事案等に対しては、行為者に対する早期の警告や積極的な検挙、被害者等には安全な場所への避難指導等を講じて、重大事件発生の未然防止に努めます。
- ② 被害者相談窓口の充実を図るとともに、犯罪被害者等のための施策に係る機関等と連携を密にして、家庭内や地域における犯罪の芽を早期に発見し、より重大な犯罪の未然防止に努めます。

12 自 殺

(1) 現状と課題

平成10年（1998年）から年間約3万人で推移してきたわが国の自殺者数は、平成28年（2016年）以降は約2万人で推移しており、令和5年（2023年）も同様の状況です。しかし、令和2年（2020年）以降、10歳から39歳までの若い世代の死因の第一位が自殺となっており、また、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）が他の先進国と比較しても高い水準にあることなどから、自殺対策の更なる推進が求められています。

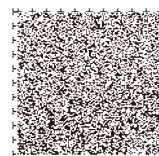
(2) 基本的方向

本県では、令和5年（2023年）4月に基本的な取組方針を明らかにした「第2期和歌山県自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進するため、^(※)和歌山県自殺対策推進センターが中心となり、医療、福祉、教育、産業等の関係分野の各団体と相互に連携し、相談支援体制の確立及び啓発、さらには自死遺族へのケアなど、生きることへの包括的な支援としての自殺対策を進めます。

(3) 基本的な取組

ア 市町村等関係機関への支援の強化

和歌山県自殺対策推進センターが市町村や自殺対策に係る機関、民間団体



等に対し、情報提供や研修等の支援を行うことにより、地域の状況に応じた自殺対策を推進します。

イ 地域におけるネットワークの強化

総合的な自殺対策を実施するため、県、市町村、関係機関、民間団体、企業・事業所が相互に連携・協働し、自殺の背景にある様々な問題に応じたネットワークを強化します。

ウ 自殺対策を支える人材の養成及び確保

自殺対策に直接関わる人材の養成はもとより、生きることの包括的な支援に関わる様々な分野の関係者や支援者等を自殺対策に関わる人材として確保し、幅広い分野で自殺対策教育や研修を実施します。

自殺のリスクの高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺のサインに気づき、話を聴き、必要に応じて身近な相談窓口につなぎ、見守る「ゲートキーパー」を養成します。

エ 自殺予防のための啓発や教育の充実

県民一人一人が、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺に追い込まれる危機に至った人の心情や背景を正しく理解することで、自分の周りにもかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことができるよう普及啓発を行います。

さらに、県民が、いじめや経済・生活問題、家庭での悩みに遭遇し、また、これらの問題により悩みやこころの不調を感じた時は「誰かに援助を求めることが適当である」という理解を深めるための教育や啓発を実施します。

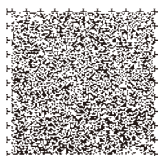
オ 職場環境の整備・充実

過重労働やハラスメントの防止、職場におけるメンタルヘルス対策等を促進することで、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを推進します。

カ 精神保健医療サービスの体制の整備

自殺行動に至る人の中には、背景にある様々な悩みにより心理的・精神的に追い詰められた結果、アルコール健康障害や抑うつ状態、うつ病等の精神疾患を発症していることも少なくありません。

自殺のリスクがある人の早期発見に努め、その必要に応じて精神科医療につなぐ取組を進め、自殺に追い込まれる背景にあった問題に対して包括的に支援できるよう、精神科医療と保健、福祉の連動性を高めます。



キ 相談体制の充実

自殺対策や生きる支援に関連する相談体制を整えるとともに、その情報を必要としている人たちに届き、確実に支援につながるような情報集約や情報提供の体制を図ります。

ク 自殺リスクの高い要因への取組

自殺対策を、社会全体の生きることの阻害因子を減らし、生きることを促進する支援を増やす方向で実施するため、様々な悩みや問題を抱えた人に対し、それらの問題が複雑化、複合化する前に必要な「生きる支援」につながるよう、総合的に取組を進めます。

13 ひきこもり

(1) 現状と課題

ひきこもりは、社会経済的要因、地域の状況、家庭環境や挫折体験等様々な要因により、概ね家庭にとどまり続けることで、社会的参加が長期にわたって失われるものであり、本人の意思では離脱することが難しいとされ、本人と家族に対する包括的な支援が必要です。

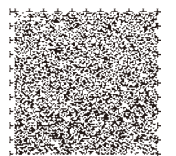
(2) 基本的方向

ひきこもりという言葉は広く知られていますが、ひきこもりと一言でいっても、本人や家族が抱えている悩みや解決すべき問題は多様です。それにもかかわらず、誤解や偏見により、本人や家族が心理的にも社会的にも孤立してしまい、回復の道が閉ざされていることが少なくありません。

そのため、ひきこもりについての正しい理解の啓発や、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士が、本人、家族、関係者の来所相談や電話相談に対応し、必要に応じ関係機関を紹介していくことで、回復に向けた支援を促進します。

(3) 基本的な取組

和歌山県精神保健福祉センターに設置した^(※)ひきこもり地域支援センター及び保健所による相談支援や啓発活動を行います。また、若者支援や、教育、福祉、労働分



野などの関係機関との連携に加え、市町村の取組を支援し、本人や家族に対する支援体制の充実を図ります。

14 犯罪をした者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。）は、社会での理解不足等により、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、本人の^{しんし}真摯な更生意欲だけでは、その社会復帰は厳しい状況にあります。犯罪をした者等だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

(2) 基本的方向

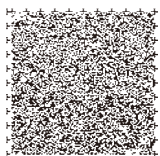
犯罪をした者等の更生する意欲を認め、見守り、支えていくことにより社会復帰が実現することは、安全・安心な地域社会を築くことにつながります。

本県では、犯罪をした者等を社会復帰へとつなぐための支援を推進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、令和3年（2021年）5月に「和歌山県再犯防止推進計画」を策定し、その後、令和6年（2024年）4月に改定しました。今後一層、関係機関との連携強化を図り、再犯を防止し、犯罪や非行のない明るい社会づくりを支援する取組を進めます。また、犯罪をした者等だけでなく、その家族に対する偏見や差別意識をなくすため、関係機関と連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。

(3) 基本的な取組

犯罪をした者等が^{しんし}真摯に更生し地域社会の一員として生活を営むためには、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。そのため、犯罪をした者等に対する理解不足や偏見による差別意識を解消するための啓発活動（^(※)社会を明るくする運動等）を進めます。また、更生保護活動を行う民間団体等に対し支援を行います。

さらに、^(※)和歌山県地域生活定着支援センターを拠点に、高齢者又は障害のある人で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人のうち、福祉的支援が必要とされている人の社会復帰を支援します。



15 生活困窮にある人の人権

(1) 現状と課題

令和4年(2022年)国民生活基礎調査によると、令和3年(2021年)の相対的貧困率(所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合)が15.4%と、国民の6.5人に1人が貧困状態であるといわれています。

世帯構造の変化、住まいの不安定、虐待やひきこもり等様々な問題を抱え、生活上の困難について周囲に支援を求められないといった社会的孤立が課題となっています。さらに、社会経済情勢が変化する中、非就労、雇用環境の悪化や非正規雇用による労働をはじめ不安定な就労状態に伴う所得の低下等により、経済的な困窮に至るリスクの高い人が増加しています。

また、失業や家庭問題等様々な要因により、自立の意思がありながらも居住を失い、ホームレスとなることを余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には劣悪な環境や衛生状態が悪い、十分な食事をとることができないなどの問題や地域社会との間にあつれきが生じたり、ホームレスへの暴力なども発生しています。

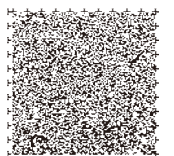
生活困窮に至る理由や背景は様々ありますが、生活困窮にある人一人一人に対して尊厳の保持を図りつつ、本人に寄り添った自立への支援に関する措置を講ずる必要があります。

(2) 基本的方向

生活困窮にある人に対しては、平成27年(2015年)4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく制度により、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、自立相談支援、居住支援や就労支援のほか、関係機関との連携により包括的かつ早期に自立への支援を図っているところです。

また、平成17年(2005年)3月に策定した「和歌山県地域福祉推進計画」に基づき、支援を必要としている人を適切な支援へ繋げるネットワークの構築の取組として、守秘義務が設けられている「支援会議」を開催しています。各関係機関が把握している生活困窮者に関する情報共有等を行うことにより、本人にとって最善の支援方策やそのための体制等を検討しています。

なお、ホームレスに関しては、平成14年(2002年)8月に「ホームレスの自立



の支援等に関する特別措置法」が施行されました。同法は、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住空間、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などについて定めています。また、同法に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成15年（2003年）7月に策定され、その内容は5年に一度見直されています。直近では、令和5年（2023年）7月に新たな基本方針が策定されたところです。

今後も生活困窮にある人に関する問題について県民の理解を得ながら、地域の実情に応じ、必要な施策を推進します。

(3) 基本的な取組

私たちは、誰もが平等な存在として人間らしく生きる権利をもっており、健康で文化的な生活を送ることができる社会を実現するためには、社会福祉施策とともに、私たち一人一人が生活困窮にある人に対する理解を深め、人権に配慮することが大切です。

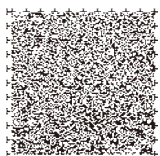
本県では、県内の生活困窮にある人の実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、困窮状態から早期脱却できるよう自立相談支援や就労支援等に取り組みます。

16 性的少数者の人権

(1) 現状と課題

異性愛以外の^(*)性的指向のある人は、差別的な言葉に傷ついたり、恋愛や結婚が異性間のものであることを前提とした言動に違和感をもつことが少なくありません。さらに、出生時に登録された戸籍の性別に違和感をもち、異なる性別で生きたいと思う人も、周囲の差別的な言葉や雰囲気^(*)に苦しみを感ずるとともに、医療機関を受診しづらいことや申請書等における性別欄の記載、性別に応じた服装規定など様々な悩みを抱えています。また、児童生徒についても、安心して学校生活を送れるよう、環境面や心情等に配慮した対応が必要となっています。

平成16年（2004年）7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する



る法律」が施行されました。このことにより、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する人に対して、一定要件を満たした場合に家庭裁判所の審判により性別の変更が認められることとなりました。平成20年(2008年)12月の同法の改正により、家庭裁判所による性別変更要件が緩和されました。なお、「性同一性障害」という診断名については、令和元年(2019年)に世界保健機関において、障害ではなく性の健康に関する状態として整理され、「性別不合」という和訳が国内でも広まりつつあります。

性の多様性に関する社会的な関心が高まる中、令和5年(2023年)6月には、性的指向及び^(*)ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現をめざし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

本県においては、令和3年(2021年)9月から、原則、法律婚と同性カップル等を同様に扱うこととするなど、県の行政サービス・制度における、^(*)性的少数者の方々の不利益や不都合な取扱を解消してきました。さらに、性の多様性に関する法律制定等の社会情勢に鑑み、その取扱を明確にするため、令和6年(2024年)2月には、互いを人生のパートナーと約束する一方又は双方が性的少数者のカップルが、協力して共同生活を行うことを宣言し、県が宣誓者に対して受領証を交付する「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

このように、多様な性の在り方について、県民の正しい理解を深めるための広報・啓発に取り組んできましたが、その理解は十分に深まっているとはいえない状況です。誤解や偏見によって、性的少数者の方々が不当に取り扱われることなく、誰もが安心して暮らせるよう理解を深めるための取組が求められています。

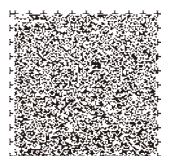
(2) 基本的方向

多様な性の在り方についての県民の正しい理解を深め、性的少数者を含む全ての人が自分らしく生きていける社会を実現するための取組を推進します。

(3) 基本的な取組

ア 啓発活動の推進

- ① 多様な性の在り方への理解や正しい認識が深まるよう、行政職員や事業者を



対象とした研修を実施します。また、教育機関における啓発活動として、人権学習パンフレットの作成や教員等を対象とした研修会、高校生を対象とした出前講座を実施します。

- ② パートナーシップ宣誓制度の運用・周知を通じて、多様な性の在り方への県民の理解を促進するとともに、更なるサービスの拡充に向けて、市町村や民間事業者に働きかけます。

イ 相談体制の充実

性的少数者に関する相談に応じ、本人や関係者などの心のケア、関係機関の紹介、情報提供などの総合的な支援を行います。

17 働く人の人権

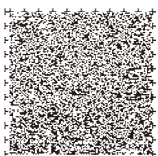
(1) 現状と課題

企業等が社会的責任を果たす上で、人権が尊重される職場環境づくりや、個人情報保護など人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要な課題です。しかし、職場におけるハラスメントや長時間労働、性別・障害・疾病・国籍等による不当な扱い等が問題となっています。

そこで、国においては、平成29年(2017年)1月に「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正施行され、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての防止措置が義務づけられました。また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の改正により、令和4年(2022年)4月からはパワーハラスメントについても防止措置が事業主に義務づけられたほか、労働者が事業主にハラスメントの相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いが禁止されるなど、ハラスメント対策が強化されました。

令和5年(2023年)に実施した人権に関する事業所アンケート調査においても、職場におけるハラスメントの防止についての関心が高まっています。

さらに、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、平成31年(2019年)4月より順次、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇



の確保等のための措置が講じられました。

(2) 基本的方向

企業はその活動を通して、従業員、消費者、取引先、地域住民など直接的・間接的に多くの人と深く関わっており、社会を構成する一員とし責任ある行動を果たすことが求められています。

このことから、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、県内企業・団体と「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結し、従業員等の人権意識の高揚を図るなど、人権尊重への取組を協働して進めていきます。

さらに、ハラスメントの防止や、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスに配慮した安心して働くことのできる職場環境づくりに加え、性別・障害・疾病・国籍等を理由とした不当な扱いの防止と、誰もがその能力を十分に発揮でき、全ての働く人の人権が尊重される社会の実現に対する支援を促進します。

(3) 基本的な取組

ア 研修・啓発の推進

企業等に対して、ハラスメント防止等に向けた取組をはじめとする人権が尊重される職場づくりに向け、計画的・継続的な研修実施を働きかけます。また、そのために必要な指導者養成研修等の開催、啓発資料や情報の提供、研修講師の派遣などを行うことにより、企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援します。

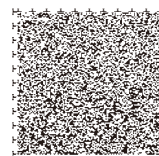
イ 公正な採用と雇用の促進

採用にあたっては、本人の資質・能力に関係のない理由で不利益がない公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう、国と連携しながら啓発に取り組むとともに、高齢者や障害のある人等に対する就労支援施策を推進します。

ウ 働きやすい職場環境の推進

企業等に対して、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、育児・介護・治療等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけや長時間労働防止のための啓発や支援を行うことにより、働く人一人一人がそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。

また、企業や団体において、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めるため、令和5年(2023年)10月に「和歌山こどもまんなか応援団」を創設し、



参加企業に対しセミナーを開催するなど、企業間の様々な活動を活性化させ、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを促進します。

さらに、企業や団体における女性活躍やジェンダー平等への理解促進を図るため、優れた取組に対する顕彰、各種セミナーやシンポジウムの開催などを通じて、ジェンダーにかかわらず能力が発揮できる環境づくりを進めていきます。

18 その他の人権課題

(北朝鮮当局による拉致被害者等の人権、被疑者等の人権、患者の人権、アイヌの人々の人権等)

(1) 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権

北朝鮮当局による拉致被害者は、現在17名が政府に認定されています。平成14年(2002年)に北朝鮮当局は拉致を認め、5人が帰国しました。また、認定された被害者以外にも、拉致の可能性を排除できない方々がいます。

本県においても、拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、この問題への関心と認識を深めるため、国が定めた「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、国等と連携して啓発活動に取り組みます。

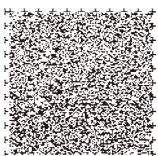
(2) 被疑者等の人権

被疑者(捜査対象とされているが、まだ起訴されていない者)には不当に身体拘束されない権利や、一定の条件のもとに国選弁護人選任制度などが、被告人(起訴されているが、まだ、その裁判が確定していない者)には国選弁護人選任制度や迅速な裁判を受ける権利などが保障されています。

(3) 患者の人権、アイヌの人々の人権等

患者の人権や色が識別しにくいことにより印刷物等が判別しづらい等社会参加の妨げとなっている^(※)色覚特性のある人の人権、^(※)アイヌの人々の人権、中国残留孤児やその家族の人権などに関する課題や医療技術の進展に伴う新たな問題発生懸念もあります。

今後新たに生じる人権課題等についても、それぞれの課題の状況に応じた取組を行っていきます。



第4章 施策の総合的な推進

1 人権行政の推進体制等の整備

(1) 県の推進体制

本県では、人権行政を県政の重要な柱と位置づけ、人権局が核となって総合的に施策を推進します。

人権施策の推進にあたっては、関係部局がこの基本方針を踏まえ、全庁的な推進組織である^(※)和歌山県人権施策推進協議会を中心に、関係部局の密接な連携を図ることにより、効果的な取組を進めます。

また、政策提言機能を有する和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴きながら、より実効性のある施策の推進を図ります。

(2) 公益財団法人和歌山県人権啓発センターの充実

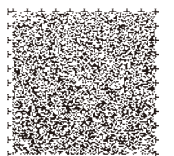
人権啓発センターは、人権文化創造のため、民間団体としての特質を活かしながら、人権に関する情報の収集・提供や人権啓発活動などを行うことを目的として設立されたものであり、同センターが核となって関係行政機関、企業やNPO等とのネットワークづくりを行うなど、人権教育・啓発活動を総合的に行う拠点としての役割を果たすことが求められています。

今後も、組織・機構の機能強化や人権に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保を図り、インターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用した総合的な情報の収集と発信、様々な啓発手法の研究や関係機関・企業・団体との連携・協働による効果的な啓発・研修事業の実施及び講師の派遣、人権に関する様々な相談への対応などの機能のより一層の充実が図れるよう支援します。

(3) 国、市町村、関係団体等との連携

人権施策は国、県、市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら実施することにより効果的に推進することができます。

このため、国（和歌山地方法務局）や和歌山県人権擁護委員連合会、和歌山弁護士会など、人権に関わる機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。



また、国に対しては、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財政面の適切な支援等の要請も行っていきます。

さらに、市町村は住民にとって最も身近な自治体であり、地域の実情に応じたきめ細かい人権施策を推進することが求められています。特に、近年、保護者等による児童虐待、配偶者等からの暴力などの家庭内の問題や、いじめなど、外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害について、早期発見や救済に向けて地域住民の協力を得るための「気づき」や適切な対応を促すような、効果的な教育・啓発の実施が求められています。また、地域住民や^(※)人権擁護推進組織、NPO等との連携・協働により人権尊重のまちづくりに取り組むことが期待されます。

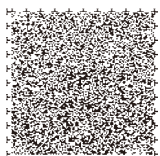
本県では、人権に関わる情報を市町村と共有し施策の連携を図るとともに、市町村独自の人権施策の方針等の策定や、人権意識の高揚、人権課題解決のための諸施策について必要な助言や財政面での支援に努めます。

(4) 県民、企業、NPO等との連携・協働

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、県民一人一人がその責任ある担い手として、主体的に社会のあらゆる分野において取り組むことが求められています。

保護者等による児童虐待、配偶者等からの暴力などの家庭内の問題や、いじめなど外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO等が行う人権に関わる広範な活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性をもっており、様々な人権問題の解決に向けて大変重要なものです。

このことから、今後さらに、県民や企業、NPO等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進します。また、これらの自主的・主体的な活動を促進するため、人権に関する情報や活動及び学びの場の提供など、その支援の充実に努めます。



2 人権施策等の公表と基本方針の見直し

(1) 情報の収集と提供

この基本方針に則った人権施策が適正に遂行されるよう、随時、適切な方法により人権に関する実態の把握に努めます。

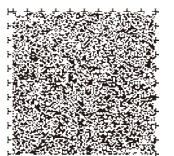
また、県民と協働して人権施策を推進するため、県が実施した人権施策について定期的に公表するほか、県民が意見を表明する機会を確保します。

(2) 施策の点検・評価

人権施策の実施状況やその効果を総合的かつ個別、分野ごとに点検・評価し、これを今後の施策の適正な実施に反映させるよう努めます。

(3) 基本方針の見直し

この基本方針は、社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて、適宜見直しを行います。



用語の解説

ア 行

あいサポート運動

様々な障害の特性や必要な配慮等を理解して、障害のある人が困っている場面でちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会をつくっていくことを目的とした運動で、平成21年（2009年）に鳥取県で始まりました。本県では、平成28年（2016年）8月に鳥取県と協定を締結し、あいサポート運動に取り組んでいます。

アイドリング・ストップ

アイドリング・ストップとは、停車時にエンジンを止めることで、これにより、燃料節約とCO₂の排出削減が期待できます。

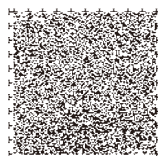
本県は、「和歌山県地球温暖化対策条例」において、世界遺産登録区域内の特定駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の駐車場）の設置者及び管理者に、看板の設置等によるアイドリング・ストップの周知を義務化し、また、県内全域でのアイドリング・ストップの促進を、努力義務として定めています。

アイヌの人々

アイヌの人々は、現在の北海道を中心に、東北地方、サハリン、千島列島などで、固有の言語や伝統など独自の文化をもって暮らしてきました。近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

平成9年（1997年）7月には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。また、平成19年（2007年）9月に国連で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、平成20年（2008年）6月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、初めて、公的にアイヌの人々が先住民族であると認められました。

また、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等を含めた様々な課題を早急に解決することを目的に、令和元年（2019年）5月に施行した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」にもアイヌの人々が先住民族であることが明記されました。



あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらにもっていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、全ての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約です。わが国は、平成7年（1995年）に批准しました。

意見表明等支援事業

令和4年改正「児童福祉法」により規定された、児童のもとにアドボケイト（意見表明等支援員）を派遣し、児童から意見を聴取することで児童が自らの支援の在り方に参画できるようにする事業です。

いじめ

「いじめ防止対策推進法」において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

エイズ

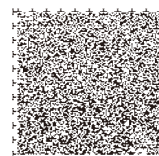
エイズとはヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。

HIV感染者

HIV感染者とはHIVの感染が確認されているが、エイズ特有の症状が出ていない場合をいいます。

SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）

コミュニティ型の会員制のウェブサイト。既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっているものもあります。会員になると、自由に書き込み等を行うことができます。



SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

えせ同和行為

「えせ同和行為」というのは、「同和問題には関わらないほうがいい」などの誤った意識に乗じ、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額な書籍の購入を強要するなど、同和問題を口実として、企業や個人などに不当な要求を行う行為をいいます。

えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯^{しんし}に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっています。

NPO

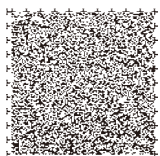
Non Profit Organization の略で、民間非営利組織という意味です。営利を目的としない民間団体の総称とされます。平成10年（1998年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行されています。

力行

企業の森

「企業の森」とは和歌山県が全国に先駆けて、平成14年度から実施している森林整備を示します。

企業・市町村・県による「森林保全・管理協定」、企業と森林所有者との「土地無償貸付契約」、企業と森林組合等林業事業体との「植栽・森林保全委託契約」の3つの契約を枠組みとして、手入れの進まない森林を所有者から無償で借り受け、日常の管理を地元森林組合等林業事業体に委託する一方、企業・団体の皆様も植栽や下草刈り、間伐な



ど実際に参加しながら、目的に合わせた森林づくりに取り組んでいただいています。

グループホーム

認知症高齢者や障害のある人などが、家庭的な雰囲気の中で、食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフとともにやり、互いに助け合いながら共同生活するための住居です。

公益財団法人和歌山県人権啓発センター

平成10年（1998年）8月に策定された『『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画』に基づいて、人権啓発の拠点として、平成14年（2002年）4月に本県が「和歌山ビッグ愛」に設置した施設です。

また、平成25年（2013年）4月には公益財団法人化され、各種啓発事業や研修事業、人権相談業務など、県民の人権意識の高揚を図るための事業を総合的に行っています。

高次脳機能障害

脳血管障害や頭部外傷等による脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害です。

更生保護

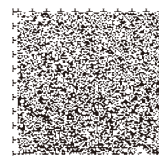
更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

工賃

障害福祉サービス事業所等では、下請作業や自主製品の販売で収益が生じた場合、その収益を、障害のある人に対して「工賃」として支払うことになっています。工賃とは、「物を製作、加工する労力に対する手間賃」の意味で、通常は収益の出る・出ないにかかわらず労働コストに算入されますが、障害福祉サービス事業所等の場合、一定の収益が発生した場合にのみ支払われるという点で、通常の意味での工賃とは内容が異なります。

合理的配慮

障害のある人とない人が同じように生活するために必要な、いろいろな配慮や工夫のことです。例えば、車いす利用者が建物の入り口などで段差があっても移動できるようにスロープなどを



使って補助したり、目の不自由な人や耳の不自由な人が地域の集会や会社の会議に参加できるように点字の資料や手話の通訳を用意したりすることなどを指します。

「障害者権利条約」では、第2条で「障害のある人が他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」と定義しており、合理的な配慮を行わないことは障害を理由とする差別であるとしています。

「障害者差別解消法」では、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないとき、合理的配慮の提供が行政機関及び事業者では義務となっています。

高齢者虐待

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定義される、養護者又は養介護施設従事者等が高齢者に対して行う、身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に該当する行為のことです。

国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA 規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB 規約）」、③自由権規約の議定書から成り立っています。わが国は、①及び②の2つの規約について、昭和54年（1979年）に批准しています。

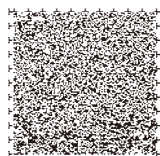
サ行

里親制度

里親制度は、様々な事情で家庭での養育が困難となったこどもを、暖かい愛情と正しい理解をもった里親の家庭で養育する制度です。里親制度には、専門里親、養育里親、養子縁組里親、親族里親の4種類があります。

ジェンダーアイデンティティ

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」においては、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程



度に係る意識」と定義されています。

色覚特性

色覚異常は、黄色人種では男性の20人に1人（5%）、女性の500人に1人（0.2%）にみられると言われており、わが国では300万人を超えると推計されます。

人には様々な個人差があり、色の見え方も必ずしも同じではなく個人差があることから、本県においては色覚異常をその人のもつ特性と捉えて、色覚バリアフリーを進めることにしています。

自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことをいいます。

防災訓練の実施や防災知識の普及・啓発など日頃から災害に備えた様々な取組を実践するとともに、災害時には、地域における避難行動要支援者の避難の誘導や被災者の救助活動など、共助の担い手としての活躍が期待されています。

市町村障害者虐待防止センター

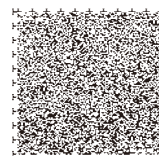
平成24年（2012年）10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、各市町村において設置された機関です。市町村障害者虐待防止センターでは、養護者による障害者虐待防止等のため、障害のある人や養護者に対して相談や助言などを行っています。

児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること又はさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されています。

児童の権利に関する条約

平成元年（1989年）11月に国連総会で採択されました。こどもの人権や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を進めることをめざした条約です。わが国は、平成6年（1994年）



に批准しました。

児童福祉施設入所児童等

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業者、里親、一時保護所等に入所している児童です。

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

若年無業者

15歳～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者です。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害のある人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約で、平成18年（2006年）12月に国連で採択され、わが国は、平成26年（2014年）に批准しました。障害のある人の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、教育、労働等、様々な分野で障害のある人の権利を保護・促進する規定を設けています。

障害者雇用率制度

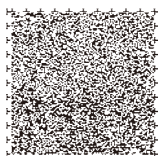
「障害者の雇用の促進等に関する法律」において義務づけられた雇用率（法定雇用率）は以下のとおりであり、各企業、法人、機関はこの率以上の割合をもって障害のある人を雇用しなければならないこととなっています。（下記雇用率は、令和6年4月から令和8年6月までの間に適用）

◎民間企業 一般の民間企業 2.5%
一定の特殊法人 2.8%

◎国・地方公共団体 2.8%

ただし、都道府県等の教育委員会2.7%

実雇用率は、重度の身体・知的障害者の労働や障害のある人の短時間労働者について考慮し算定されます。



障害のある人に対する虐待

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、障害者に対する養護者、施設従事者、使用者からの虐待をいい、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」「障害者にわいせつな行為をすること又はさせること」「障害者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、養護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」「障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」「障害者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得ること」です。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定されました。障害を理由として「不当な差別的取り扱い」をすることが禁止されるとともに、障害のある人の日常生活や社会生活における障壁をなくすための必要かつ合理的な配慮をすることが求められています。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

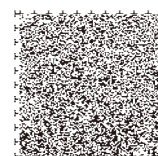
保護者に監護させることが不適當であると認められる等の児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする事業です。

少年サポートセンター

相談活動や補導活動等を通じて把握した、少年の非行事案や虐待事案等に対し、学校等と連携しながら総合的な非行防止対策を行うため、平成12年（2000年）に和歌山県警察本部に設置されたものです。

情報モラル

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、日常生活上のモラルに加えて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報技術の特性と、情報技術の利用によって文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や深度が変化する特性を踏まえて、



適正な活動を行うための考え方と態度が含まれます。

情報リテラシー

情報活用能力。体験やメディアを通じて得られる情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりするなどして、意思決定や結果を表現するための基礎的な知識や技能のことです。

職場におけるハラスメント

職場におけるハラスメントには、①優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるパワーハラスメント、②職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されるセクシュアルハラスメント、③職場において行われる上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害される妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどがあります。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)

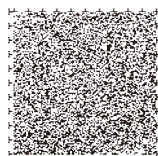
全ての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約です。わが国は、昭和60年（1985年）に批准しました。

人権擁護推進組織

各市町村において、人権尊重委員会や人権推進委員会等の名称で、人権尊重の啓発活動等を行い、人権尊重のまちづくりを推進することを目的に設置された地域住民が参加する組織です。

身体障害者補助犬

視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートする盲導犬、肢体不自由者の日常の生活動作をサポートする介助犬、聴覚障害者に生活の中の必要な音を知らせ、音源へ誘導する聴導犬の三種の犬のことをいい、「身体障害者補助犬法」に基づき必要な訓練を受けています。それぞれの仕事内容は異なりますが、障害者の自立と社会参加をするための大切なパートナーです。不特定多数の人が利用する施設等では、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義



務があります。

スクールカウンセラー

児童生徒の不登校やいじめ等の問題行動等への対応に当たり、学校等に派遣された公認心理師、臨床心理士等の専門家です。児童生徒の心の相談等に応じるとともに、教師や保護者に対して助言や支援を行います。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、学校・家庭・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家をいいます。

ストーカー行為

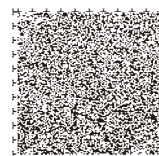
同一の者に対して、恋愛感情、その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復してすることをいいます。

性的指向

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」においては、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されています。

性的少数者

性的指向や性自認、性表現、身体的性など性に関するマイノリティのこと。性的少数者の一例として、Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：出生時に登録された戸籍の性別に違和感をもち、異なる性別で生きたいと思う人）などがあり、頭文字をとって「LGBT」という言葉が使われています。このほかにも、Questioning（クエスチョニング：性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人など）やQueer（クエア：性的少数者を包括する言葉）の頭文字である「Q」を加えて、「LGBTQ」ということもあります。



成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が不十分な人を法的に保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて、代理権等を付与された成年後見人や保佐人等が財産管理等の法律行為を行う制度です。

性暴力救援センター和歌山「わかやまmine（マイン）」

性暴力を受けた被害者をワンストップ方式で総合的に支援をしています。電話や面接による相談・支援のほか、関係機関への支援のコーディネートも行っています。公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院内に設置されています。

世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月、国連総会において採択された国際的な人権宣言で、国際的な人権保障の理念と基準を示し全ての人々が世界中、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないことを、歴史上初めて公的に明らかにした画期的な意義をもつものです。

市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。

なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

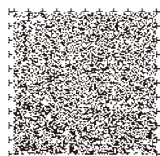
セクシュアルハラスメント

相手の意に反した、性的な言動を行い、それに対する対応によって、不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させることをいいます。



地域包括ケアシステム

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に日常生活圏域単位に提供していくことで、一人暮らしや介護を要する高齢者、障害のある人などがどのような状態となっても安心して住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるようにしていくという考え方です。



地域包括支援センター

介護保険法で定められている市町村が設置主体の施設で、公正・中立な立場から、「総合相談支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「介護予防ケアマネジメント」の4つの業務を担う地域の中核機関です。

地域若者サポートステーション

厚生労働省と地方自治体が協働で、若年無業者を就労に向けて個別的就労かつ継続的に支援するため、全国177か所（令和5年現在）に設置している機関です。和歌山県では、和歌山市、橋本市、田辺市の3か所に設置しています。

デートDV

若い世代を中心におこる交際相手から受ける暴力のことをいいます。「殴る」、「蹴る」といった「身体的な暴力」だけでなく、言葉による「精神的な暴力」、交際相手以外の人とのつき合いを制限するような「社会的な暴力」なども含まれます。

登録型本人通知制度

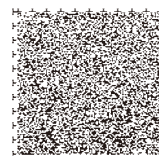
市町村に事前に登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、その本人に交付した事実を知らせる制度です。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含みます。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。平成19年（2007年）4月1日に、改正「学校教育法」が施行され、これまで障害の種別によって設置されていた、盲学校、聾学校、養護学校が多様な障害に対応することができる特別支援学校となりました。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適



切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

トラウマ（心的外傷）

犯罪や事故による被害、自然災害、テロ被害、虐待、家族や友人の死等の個人では対処できない衝撃の大きな出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。たとえば、自然災害などで大切な人を失ったことにより、心に深い傷を受け、事件を想起させる不快な場所や人間関係を避けたり、外出が出来なくなったり、それを忘れるために仕事などにのめり込んだりするなど、トラウマによる反応は様々です。また、結果としてPTSDの症状を示すこともあります。

ナ 行

難病

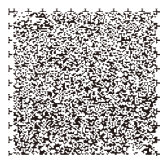
平成27年（2015年）1月に施行した「難病の患者に対する医療等に関する法律」第1条によると、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされています。

ネットパトロール

インターネット上に公開されている県内青少年の情報を検索し、飲酒・喫煙などの問題行動や誹謗・中傷、個人情報等の情報を抽出し、県教育委員会や警察と連携して対象者に対して指導等を実施するとともにプロバイダやサイト運営業者に対し削除要請等の対応を行う活動です。和歌山県では平成21年（2009年）6月からネットパトロールを推進する事業を開始しています。

ネットモラル

情報モラルの中でも、特にインターネットを使用する上でのモラルのことで、インターネットは誰もが利用でき情報交換の機能を有するため、日常生活におけるモラルと同様にルールやマナーを守ること、他者への配慮を心がけ、個人情報を流出させたり、プライバシーを侵害したりする行為をしないことが望まれます。ネットモラルとは、そういったインターネットを利用する際に求められるルールや最低限のマナーをいいます。



ノーマライゼーション

障害のある人となない人が、地域の中で同様に生活できる環境を整備し、共に生きる社会が当たり前の社会であるという考え方です。



行

配偶者等からの暴力

夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーから受ける、身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るだけでなく、ののしりや無視等の人格を否定する暴言、脅迫、性行為の強要や交友関係の制限なども含まれます。暴力の形態は様々ですが、被害者の身体や心を傷つける人権侵害行為をいいます。

また、家庭内に子どもがいる場合には、「児童虐待の防止等に関する法律」において配偶者に対する暴力は児童虐待として位置づけられています。子どもが暴力を目の当たりにすることによる心身への影響が懸念されます。

発達障害

平成17年（2005年）4月施行の「発達障害者支援法」では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、その他これらに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

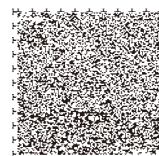
バリアフリー

障害のある人等が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、障害のある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的等の全ての障壁に対して用いられます。

犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な



生活を営むことができるよう支援する制度です。

ハンセン病

明治6年（1873年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

災害や事件などの衝撃的な出来事によりトラウマ（心的外傷）を受けた人が、その出来事の数週間から数か月後に「その時の苦痛をたびたび再体験する」「事件等を思い出させる行為や状況を回避する」「緊張感からくる不眠や、びくびくしたりする状態が長期間続く」などの持続的な精神的、身体的症状を1か月以上呈することをいいます。治療を受けるなどにより徐々に回復します。

ひきこもり地域支援センター

地域のひきこもり支援の核として、都道府県・政令指定都市が設置する機関で、本人等からの相談窓口を担うほか、教育、保健、福祉、労働などのひきこもり支援に係る機関同士の連携強化や、ひきこもり支援に必要な情報発信、市町村の取組への支援を行います。本県では、和歌山県精神保健福祉センターに設置しています。

ファミリー・サポート・センター

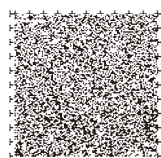
市町村等で設立運営し、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員となって、育児を助け合う会員組織です。「保育施設の保育開始時間前や終了時間後にこどもを預かる」等のサービスがあります。

フィルタリング

インターネット上のウェブサイト等を一定基準に基づき選別し、有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスです。

ブログ

Weblog（ウェブログ）の略。ホームページよりも簡単に個人のページを作成し、公開できる。



個人的な日記や個人のニュースサイト等が作成・公開されています。

プロバイダ

インターネットに接続するためのサービスを提供する事業者です。電話回線や専用線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピューターをインターネットに接続します。

マ行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、市町村の区域を担当し、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、福祉サービス制度の説明等必要な援助を行っています。同時に、児童及び妊婦の福祉の向上のため、こどもの教育や福祉サービスの利用等必要な相談・援助を行う児童委員を兼ねています。

また、一部の児童委員は、主任児童委員として、担当区域を限定せず、関係機関と区域担当の児童委員との連絡・調整を行っています。

ヤ行

ユニット型施設

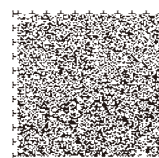
居室は全て個室で、10人程度を一つのグループとし、グループごとにキッチンやリビングスペースが設置された家庭的な環境で個別ケアを行う施設です。

要配慮者

平成25年（2013年）6月に改正施行された「災害対策基本法」の中で、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方については「要配慮者」、そのうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方については「避難行動要支援者」と定められ、市町村は「避難行動要支援者」名簿を作成することが義務づけられています。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

養育支援等が必要な子どもや保護者等に対し、行政、関係機関、民間団体等が連携して支援を行うために組織する児童福祉法に基づく法定の協議会です。



ラ 行

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムにとどまらず、障害のある人のライフサイクルの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加をめざすという考え方です。

ワ 行

ワークショップ

もともとは「工房」「共同の作業場」を表す言葉です。

参加体験型とも呼ばれるワークショップによる人権研修では、そこで学ぶ人の主体性と水
平な関係が大切にされ、教える、教えられる人が固定されていません。参加者が様々なプロ
セスに参加し、体験することで自ら気づいてゆく、主体的・双方向的な学習がワークショップ
型研修の特徴です。

和歌山県国際交流センター

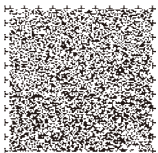
県内に在住する外国人への支援を行う拠点として、平成10年（1998年）に本県が「和
歌山ビッグ愛」に設置した施設です。国際交流や国際協力を行う県民の活動支援や、それ
らに関する情報の収集、発信を行っています。

和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる”

ジェンダー平等を推進するための様々な活動や交流の拠点として、平成10年（1998年）
に本県が「和歌山ビッグ愛」に設置した施設です。県民への啓発、相談窓口設置や図書
の貸出等を行っています。

和歌山県自殺対策推進センター

自殺対策の拠点として、本県では、平成30年（2018年）4月から障害福祉課（現在は
こころの健康推進課が所管）及び和歌山県精神保健福祉センターで運営している機関です。
県内の自殺における現状を把握し、自殺未遂者や自死遺族の支援、県民への啓発や自殺
対策従事者への研修を行うなど、広域的な自殺対策に取り組んでいます。



和歌山県障害者権利擁護センター

平成24年（2012年）10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、本県では、障害福祉課で運営している機関です。センターでは、使用者虐待に関する通報等の受理や障害者虐待を受けた障害のある人に関わる様々な相談に関して必要に応じ相談機関等を紹介、障害者虐待に関する広報啓発などを行っています。

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会

県内に所在する人権啓発に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局、県、市町村、和歌山県人権擁護委員連合会、（公財）和歌山県人権啓発センターで構成されています。

和歌山県人権侵害事件対策委員会

差別事件への対応にあたって、効果的な解決を図るため、知事からの諮問等に応じ、助言や意見を述べる和歌山県人権施策推進審議会の内部組織です。

和歌山県人権施策推進協議会

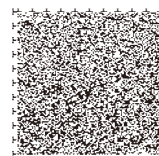
様々な人権問題の解決を図るため、人権尊重の視点に立った県行政の推進を明確に位置づけ、有機的な連携と、総合的・計画的に強力な取組を実施するために、必要な連絡調整を行うことを目的に設置した全庁的な推進組織です。

和歌山県人権施策推進審議会

平成14年（2002年）4月に施行した「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づき、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項及び「和歌山県部落差別解消推進条例」に定める事項を審議することを目的に設置している組織で、人権に関して学識経験を有する者のうちから知事が任命した委員（15人以内）で構成しています。

和歌山県人権相談ネットワーク協議会

県民の人権に関わる様々な相談に対して、より適切に対応するため、県内の相談・支援に関する機関等が連携・協力を図ることを目的に設置した組織です。



和歌山県地域生活定着支援センター

高齢者又は障害のある人で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人のうち、福祉的支援が必要とされている人の社会復帰を支援するとともに再犯防止を図るため、矯正施設や保護観察所等と協働して、福祉サービスを利用するための手続きを行っています。

和歌山県DV相談支援センター

困難な問題を抱えている女性や配偶者暴力の被害者を支援しています。電話や面接による相談や一時保護等を実施しています。

和歌山県パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的少数者である二者が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、和歌山県が宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

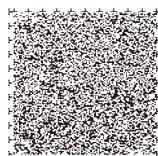
法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により、多様な性の在り方に対する理解をひろめていくとともに、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

和歌山県発達障害者支援センター

発達障害児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携しながら様々な相談に応じたり、普及啓発や研修を実施するなど発達障害に関する総合的な支援を行っています。

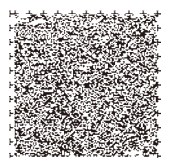
和歌山障害者職業センター

障害のある人それぞれの就労に関する希望、適正、職業経験等を踏まえ、ハローワークなどの関係機関と緊密な連携を図りながら、職業生活における自立の支援を行っています。また、事業主に対しては、障害のある人の雇用管理に関する相談・援助を行っています。



資料編

1	和歌山県人権尊重の社会づくり条例	94
2	和歌山県人権施策推進審議会委員名簿	96
3	和歌山県人権施策推進審議会における審議経過	96
4	人権関係年表	97
5	世界人権宣言	106
6	日本国憲法	112
7	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	125



和歌山県人権尊重の社会づくり条例

平成14年（2002年）3月26日
和歌山県条例第16号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるようにすることが、私たちの責務であると確信する。

ここに、私たちは、自然と人間との共生を目指す和歌山県で、人権尊重の社会づくりを進めるために、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目 的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

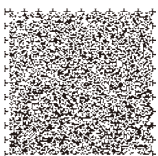
2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。



(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 人権尊重の社会づくりの基本理念
- 二 人権意識の高揚を図るための施策に関する事
- 三 人権に関する相談支援体制の整備に関する事
- 四 人権問題における分野ごとの施策に関する事
- 五 その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

(和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

第5条 和歌山県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項及び和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年和歌山県条例第10号)に定める事項を審議する。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委 任)

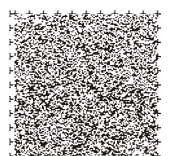
第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日条例第45号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。



和歌山県人権施策推進審議会委員名簿

(任期：令和4年8月9日～令和6年8月8日)

氏名	役職等
上岡美穂	弁護士
上野和久	高野山大学文学部教育学科教授
岡田真理子	国立大学法人和歌山大学経済学部経済学科准教授
島和博	大阪公立大学人権問題研究センター専任研究員
竜田登代美	元和歌山県難病・子ども保健相談支援センター所長
中萩三尾エルザ智子	公益財団法人和歌山県国際交流協会理事
新野佳世子	一般社団法人和歌山県社会福祉士会副会長
平木貴子	I T O ☆ W I N N 代表
山岡大	弁護士
山添高道	一般社団法人和歌山県セルフセンター代表理事

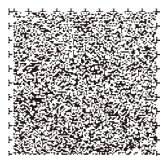
(任期：令和6年8月9日～令和8年8月8日)

氏名	役職等
上岡美穂	弁護士
上野和久	高野山大学文学部教育学科特任教授
内田龍史	関西大学社会学部社会学専攻教授
岡田真理子	国立大学法人和歌山大学経済学部経済学科准教授
竜田登代美	元和歌山県難病・子ども保健相談支援センター所長
長友文子	国立大学法人和歌山大学国際イニシアティブ基幹日本学教育センター教授
新野佳世子	一般社団法人和歌山県社会福祉士会副会長
日高庸晴	宝塚大学看護学部教授
山岡大	弁護士
山崎由可里	国立大学法人和歌山大学教育学部教授

(敬称略)

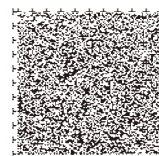
和歌山県人権施策推進審議会における審議経過

- 令和6年3月18日 第49回和歌山県人権施策推進審議会開催
 - ・同審議会に「和歌山県人権施策基本方針改定のための専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置
- 令和6年4月12日 第1回専門委員会開催
- 令和6年5月28日 第2回専門委員会開催
- 令和6年7月26日 第3回専門委員会開催
- 令和6年9月3日 第50回和歌山県人権施策推進審議会開催
 - ・和歌山県人権施策基本方針の改定案について審議
- 令和6年11月15日～12月16日
 - 「和歌山県人権施策基本方針改定案」に対する県民意見募集の実施

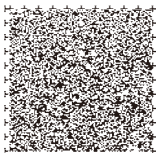


人権関係年表

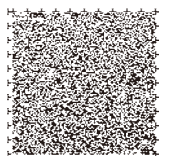
年	国際状況	国内状況	県内状況
昭和21年 (1946年)	国連人権委員会の設置 国連婦人の地位委員会 設置	「日本国憲法」公布 婦人参政権行使	
昭和22年 (1947年)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行	
昭和23年 (1948年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
昭和25年 (1950年)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行	
昭和26年 (1951年)	「難民条約」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行	
昭和32年 (1957年)		「売春防止法」施行	
昭和34年 (1959年)	「児童の権利に関する 宣言」採択		
昭和35年 (1960年)		「身体障害者雇用促進法」施行	
昭和38年 (1963年)		「老人福祉法」施行	
昭和40年 (1965年)	「あらゆる形態の人種 差別の撤廃に関する国 際条約」採択	「同和対策審議会答申」提出	
昭和41年 (1966年)	「国際人権規約」採択		
昭和42年 (1967年)	「婦人に対する差別撤 廃宣言」採択		
昭和43年 (1968年)	国際人権年 第1回世界人権会議		
昭和44年 (1969年)		「同和対策事業特別措置法」施行	
昭和45年 (1970年)	国際教育年	「心身障害者対策基本法」施行	「和歌山県同和対策長 期計画」策定
昭和46年 (1971年)	人権差別と闘う国際年 「知的障害者の権利宣 言」採択		
昭和48年 (1973年)			「和歌山県同和教育基 本方針」策定



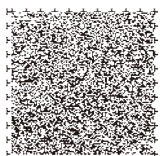
年	国際状況	国内状況	県内状況
昭和50年 (1975年)	国際婦人年 「障害者の権利宣言」 採択		
昭和51年 (1976年)	「国連婦人の10年 (1976~1985)」宣言		
昭和54年 (1979年)	国際児童年 「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に 関する条約」採択	「国際人権規約」批准 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 施行	「和歌山県青少年健全 育成条例」施行
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中 間年 世界会議（コペンハー ゲン）国連婦人の十年 後半期行動プログラム 採択		
昭和56年 (1981年)	国際障害者年	「難民条約」加入	
昭和57年 (1982年)	「国連障害者の10年 (1983~1992)」宣言 「高齢者に関する国際 行動計画」 「障害者に関する世界 行動計画」	「障害者対策に関する長期計画」策定 「地域改善対策特別措置法」施行	「障害者にかかる和歌 山県長期行動計画」 策定
昭和58年 (1983年)			「和歌山県同和対策総 合基本計画」策定
昭和60年 (1985年)	国際青年年 「国際婦人の十年」ナ イロビ世界会議「婦人 の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に 関する条約」批准	
昭和61年 (1986年)	国際平和年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待 遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する 法律」施行 「長寿社会対策大綱」策定	
昭和62年 (1987年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特 別措置に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	「和歌山県同和対策総 合推進計画」策定
昭和63年 (1988年)			「わかやま女性プラ ン」策定
平成元年 (1989年)	「児童の権利に関する 条約」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」 施行	
平成2年 (1990年)	国際識字年		「和歌山県同和保育基 本方針」策定
平成3年 (1991年)	「高齢者のための国連 原則」採択		



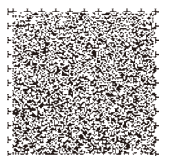
年	国際状況	国内状況	県内状況
平成4年 (1992年)	「アジア太平洋障害者の10年(1993～2002)」行動課題採択		
平成5年 (1993年)	世界先住民年 世界人権会議開催 (ウィーン) 「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行	「和歌山県老人保健福祉計画」策定
平成6年 (1994年)	「人権教育のための国連10年(1995～2004)」採択	「男女共同参画推進本部」設置 「児童の権利に関する条約」批准 「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	「紀の国障害者プラン」策定
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「障害者プラン ノーマライゼーション七カ年戦略」策定 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行	
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申 「高齢社会対策大綱」策定	「和歌山県福祉のまちづくり条例」施行 「和歌山県国際協力推進指針」策定
平成9年 (1997年)		「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「喜の国エンゼルプラン」策定 「和歌山県環境基本条例」施行
平成10年 (1998年)		改正「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定 「人権教育のための国連10年和歌山県行動計画」策定
平成11年 (1999年)	国際高齢者年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	



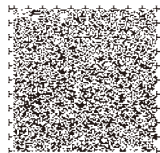
年	国際状況	国内状況	県内状況
平成12年 (2000年)	国連特別会議「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	改正「外国人登録法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「循環型社会形成推進基本法」施行 「社会福祉法」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 「わかやま長寿プラン2000」策定
平成13年 (2001年)	「国連識字の10年(2003～2012)」宣言	「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申 「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会追加答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」改定	「和歌山県情報公開条例」施行 「わかやま青少年プラン」策定
平成14年 (2002年)	「新アジア太平洋障害者の10年(2003～2012)」行動課題採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「身体障害者補助犬法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 「障害者基本計画」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	「和歌山県男女共同参画推進条例」施行 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」施行
平成15年 (2003年)		「個人情報の保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 「和歌山県国際化推進指針」策定 「わかやま長寿プラン2003」策定 「和歌山県個人情報保護条例」施行
平成16年 (2004年)		「性同一性障害の差別の取り扱いの特例に関する法律」施行 改正「障害者基本法」施行 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「和歌山県人権施策基本方針」策定 「紀の国障害者プラン2004」策定



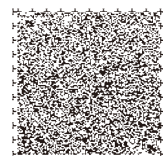
年	国際状況	国内状況	県内状況
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」閣僚級会合)開催(ニューヨーク) 「人権教育のための世界計画」開始	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」策定 「犯罪被害者等基本計画」策定 「次世代育成支援対策推進法」施行	「和歌山県人権教育基本方針」策定 和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」策定 「和歌山県地域福祉推進計画」策定
平成18年 (2006年)	「人権理事会」設立決議を採択 「障害者の権利に関する条約」採択 「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 改正「高齢者等の雇用の安定に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 (これに伴い、「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」は廃止) 「自殺対策基本法」施行	「和歌山県安全・安心まちづくり条例」施行 「わかやま青少年プラン」策定 「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定 「わかやま長寿プラン2006」策定
平成19年 (2007年)		改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	「和歌山県男女共同参画基本計画」改定 和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」改定 「和歌山県障害福祉計画第1期」策定 「和歌山県地球温暖化対策条例」施行
平成20年 (2008年)		改正「児童虐待の防止等に関する法律」施行 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 改正「住民基本台帳法」施行 改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 改正「刑事訴訟法」施行 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定 改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「更生保護法」施行	「和歌山県防災対策推進条例」施行 「和歌山県子どもを虐待から守る条例」施行



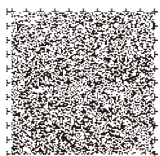
年	国際状況	国内状況	県内状況
平成21年 (2009年)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」批准	「和歌山県子ども虐待防止基本計画」策定 「わかやま長寿プラン2009」策定 「紀の国障害者プラン2004」改定 「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定 「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」策定 「和歌山県障害福祉計画第2期」策定
平成22年 (2010年)	第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク）	「子ども・若者育成支援推進法」施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	「和歌山県人権施策基本方針」改定 和歌山県次世代育成支援後期行動計画 「新紀州っ子元気プラン」策定 「和歌山県地域福祉推進計画」改定
平成23年 (2011年)	第16回人権理事会 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 改正「障害者基本法」施行 「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	
平成24年 (2012年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「外国人登録法」廃止 「高齢社会対策大綱」改定	「和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）」策定 「わかやま長寿プラン2012」策定 「和歌山県子ども・若者計画」策定 「和歌山県障害福祉計画第3期」策定
平成25年 (2013年)		改正「高齢者等の雇用の安定に関する法律」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 改正「災害対策基本法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定 「障害者基本計画」策定	「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」策定



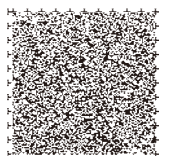
年	国際状況	国内状況	県内状況
平成26年 (2014年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「過労死等防止対策推進法」施行 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「子供の貧困対策に関する大綱」策定 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行	「和歌山県いじめ防止基本方針」策定 「紀の国障害者プラン2014」策定 「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定
平成27年 (2015年)	第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)開催(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「和歌山県人権施策基本方針」改定 「紀州っ子健やかプラン」策定 「わかやま長寿プラン2015」策定 「和歌山県障害福祉計画第4期」策定 「和歌山県地域福祉推進計画」改定
平成28年 (2016年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 改正「自殺対策基本法」施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	「第4次和歌山県環境基本計画」策定 「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」策定
平成29年 (2017年)		改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行 改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「自殺総合対策大綱」策定 「再犯防止推進計画」策定	「和歌山県男女共同参画基本計画(第4次)」策定 「和歌山県子供・若者計画」策定 「和歌山県子供の貧困対策推進計画」策定 「和歌山県手話言語条例」施行
平成30年 (2018年)		改正「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」改定 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定 「気候変動適応法」施行	「わかやま長寿プラン2018」策定 「紀の国障害者プラン2018」策定 「和歌山県自殺対策計画」策定



年	国際状況	国内状況	県内状況
平成31年 令和元年 (2019年)		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「認知症施策推進大綱」策定 改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 改正「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「子供の貧困対策に関する大綱」改定	「和歌山県犯罪被害者等支援条例」施行 「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定
令和2年 (2020年)	第64回国連女性の地位委員会（北京+25）開催（ニューヨーク）	改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」策定 改正「児童福祉法」施行 改正「児童虐待の防止等に関する法律」施行 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「第5次男女共同参画基本計画」策定	「和歌山県人権施策基本方針」改定 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」施行・改正 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」施行 「和歌山県犯罪被害者等支援基本計画」策定
令和3年 (2021年)		「第4次犯罪被害者等基本計画」策定	「第5次和歌山県環境基本計画」策定 「和歌山県再犯防止推進計画」策定 「わかやま長寿プラン2021」策定
令和4年 (2022年)		改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行 改正「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 改正「刑法」施行 「AV出演被害防止・救済法」施行	「和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）」策定 「和歌山県子供の貧困対策推進計画」改定 「和歌山県子供・若者計画」改定
令和5年 (2023年)		「第二次再犯防止推進計画」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定 改正「個人情報保護法」施行 「こども基本法」施行 「こども大綱」策定 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行	「和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例」施行 「第2期和歌山県自殺対策計画」策定



年	国際状況	国内状況	県内状況
令和6年 (2024年)		「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 改正「児童福祉法」施行 改正「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行	改正「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」施行 改正「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」施行 「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」施行 「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」導入 「和歌山県国際化推進指針」改定 「第二次和歌山県再犯防止推進計画」策定 「わかやま長寿プラン2024」策定 「紀の国障害者プラン2024」策定 「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定 「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定
令和7年 (2025年)			「和歌山県人権施策基本方針」改定 「和歌山県こども計画」策定



世界人権宣言

昭和 23 年 (1948 年) 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

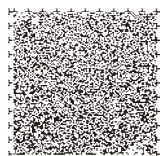
これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつ



て行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

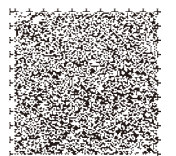
すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。



第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

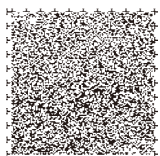
- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消



- に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
 - 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

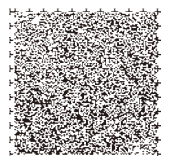
- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。



第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

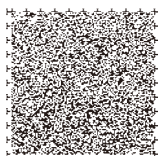
すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。



第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

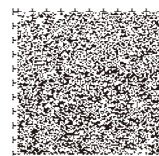
すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



日本国憲法

昭和21年（1946年）11月3日公布

昭和22年（1947年）5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

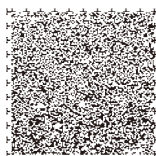
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内



閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

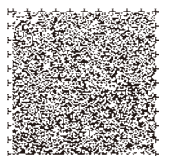
十 儀式を行ふこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

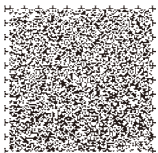
4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。



第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

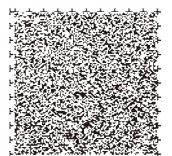
第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。



第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

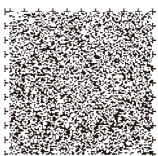
3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を



問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第48条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第49条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

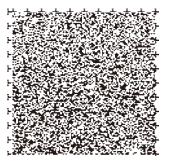
第50条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第52条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。



2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、
国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第56条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第57条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第58条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

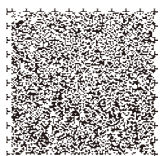
第59条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。



2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第64条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 内閣

第65条 行政権は、内閣に属する。

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

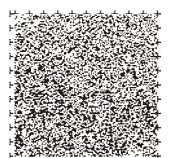
第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決し



たときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第71条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

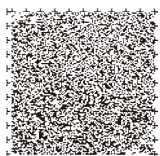
第75条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

- 2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法



事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

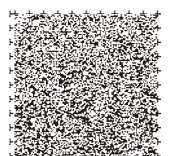
第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

- 2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

- 2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。



第7章 財政

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

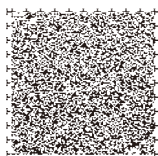
第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その



地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

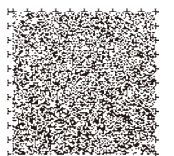
2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第11章 補則

第100条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召

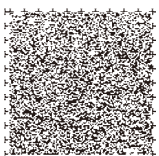


集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第101条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第102条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第103条 この憲法施行の際現に在職する国务大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年（2000 年）12 月 6 日公布・施行

（目 的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

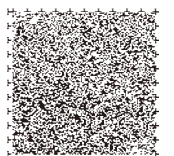
第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。



(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができるとする。

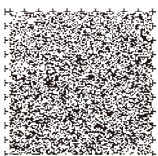
附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



和歌山県人権施策基本方針(第四次改定版)

(令和7(2025)年3月改定)

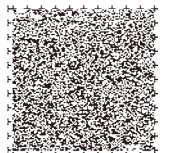
和歌山県共生社会推進部人権局人権施策推進課

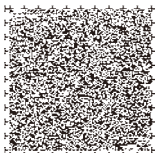
〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

TEL:073-441-2566 FAX:073-433-4540

E-mail: e1102001@pref.wakayama.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/>





リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



地球環境保護のために、再生紙と
植物油インクを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。